



# 第3次 和歌山市環境基本計画

平成30年2月 和歌山市  
(令和6年3月改定)





## ごあいさつ



和歌山市は、緑豊かな和泉山脈や豊富な水資源である紀の川、名草山を望む風向明媚な和歌浦湾などの豊かな自然に恵まれ、これまで先人たちに培われてきた歴史・文化資産とともに、良好な都市環境を形成してきました。

便利で快適な暮らしが求められる中、大気汚染や地球温暖化、生物多様性の損失など地球規模での環境問題が深刻化しており、自然と共生する持続可能な社会を実現するためには、経済活動や日常生活から生じる環境負荷の軽減を図り、環境保全に積極的に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、平成29年（2017）3月に策定した「第5次和歌山市長期総合計画」に基づき、環境に関わる諸施策の指針となる「第3次和歌山市環境基本計画」を策定しました。めざすべき環境像を「豊かな自然と共に生きる 環境にやさしいまち わかやま」と定め、3つの基本目標「生活環境の保全 安心・安全に暮らせるまち」「自然環境の保全と創造 豊かな自然と共に生きるまち」「地球環境の保全 持続可能な地球環境にやさしいまち」を掲げています。本市の財産である豊かな自然にふれ、自然から学ぶことで、環境保全の重要性を認識し、市民・事業者・行政それぞれが日々の生活や事業活動を行うことによって、将来にわたって良好な自然を感じながら生活できるまちを実現するため、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、熱心にご議論いただきました和歌山市環境審議会委員の皆様、市民意識調査や事業者意識調査にご協力いただきました皆様、貴重なご意見をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成30年2月

和歌山市長 尾花 正 啓





# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1-1	計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の考え方	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	3
5	対象区域	3
6	対象とする環境の範囲及び要素	3
<b>第2章</b>	<b>和歌山市の現況</b>	<b>5</b>
2-1	和歌山市の現況	5
1	位置・地勢	5
2	気候	6
3	人口	7
4	土地利用の状況	8
5	産業	8
<b>第3章</b>	<b>めざすべき環境像・目標</b>	<b>9</b>
3-1	めざすべき環境像	9
3-2	市民・事業者・行政の基本的役割と協働	10
3-3	施策の基本方針	11
3-4	基本目標・個別目標	12
3-5	施策の体系	14
<b>第4章</b>	<b>環境保全・創造のための施策</b>	<b>16</b>
4-1	和歌山市の環境の現状と課題	16
1	生活環境の保全	16
2	自然環境の保全と創造	18
3	地球環境の保全	20
4-2	施策の方向性	22
	基本目標1 生活環境の保全 安心・安全に暮らせるまち	22
	基本目標2 自然環境の保全と創造 豊かな自然と共に生きるまち	30
	基本目標3 地球環境の保全 持続可能な地球環境にやさしいまち	34
4-3	数値指標	38
4-4	各主体の具体的な役割	39
<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>42</b>
5-1	計画の推進体制	42
5-2	計画の進行管理	43
<b>資料編</b>		<b>44</b>
1	環境基準	45
3	和歌山市環境基本条例	53
4	和歌山市環境審議会 委員名簿	59
5	和歌山市環境保全対策協議会 委員名簿	59
6	和歌山市環境管理推進部会 部会委員名簿	60
7	第3次和歌山市環境基本計画の策定経緯	61
8	諮問・答申	62
9	市民意識調査結果	64
10	事業者意識調査結果	72
11	市民意見募集（パブリックコメント）結果	82
<b>環境用語集</b>		<b>83</b>



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1-1 計画の概要

#### 1 計画策定の背景

本市は、平成29年（2017年）3月に、まちづくりに関する最上位計画である「第5次和歌山市長期総合計画」を策定し、10年後の将来都市像を「きらり 輝く 元気和歌山市」と定め、環境分野を含む多様な施策を示しました。「第3次和歌山市環境基本計画」は、「第5次和歌山市長期総合計画」に基づいて策定・実施するものになります。

本市の環境分野における取組に関しては、平成8年（1996年）12月に和歌山市環境基本条例を制定し、平成11年（1999年）3月には、条例に基づいて「和歌山市環境基本計画」を策定しました。その後、ダイオキシン類に代表される有害物質等の新たな環境問題の発生や、各種リサイクル関連法をはじめとする環境法令の整備等諸情勢の変化を受けて、平成21年（2009年）に、「第2次和歌山市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策の展開に努めてきました。しかしながら、「第2次和歌山市環境基本計画」の策定後も、環境を取巻く情勢に様々な変化が生じています。

生活環境に関しては、呼吸器や循環器に影響を及ぼす微小粒子状物質（PM2.5）についての環境基準が平成21年（2009年）9月に設定されましたが、全国的に基準値を超える傾向にあり、実態把握や生成機構の解明に係る調査、東アジア地域からの広域大気汚染の影響も踏まえた対策のあり方についての検討の必要性が指摘されています。

自然環境に関しては、生物多様性が人類の生存に必要不可欠であるという認識のもと、平成24年（2012年）9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、今後の自然共生社会のあり方が示されています。

地球温暖化問題に関しては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、平成26年（2014年）11月に統合報告書を公表し、気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、適応策と併せて実施する必要があること等を示しました。平成27年（2015年）12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択されました。わが国でも、この枠組みに対応して地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」を平成28年（2016年）5月に閣議決定し、様々な取組が始まっています。

循環型社会の形成に関しては、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成25年（2013年）5月に閣議決定され、世界規模で資源制約が強まると予想されることを踏まえ、有用金属のリサイクルによる資源確保、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用といった、循環の質にも着目した取組が進められています。

国民の意識においては、平成23年（2011年）に東日本大震災という大規模災害に見舞われた後に、節電や省エネルギーに対する重要性の認識が高まったほか、今まで以上に安心・安全が重要視されるようになりました。

このような環境を取り巻く情勢や、計画の策定や見直しを踏まえ、「第5次和歌山市長期総合計画」に基づき、新たに展開していくべき環境に関わる諸施策の取組の指針として、「第3次和歌山市環境基本計画」を策定します。

## 2 計画策定の考え方

### (1) 目的

平成29年(2017年)3月に「第5次和歌山市長期総合計画」が策定されたことに伴い、「第3次和歌山市環境基本計画」を策定します。

「第3次和歌山市環境基本計画」は、平成8年(1996年)12月に制定された和歌山市環境基本条例の基本理念の実現を目指し、同条例の基本方針に沿った環境施策について、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な推進方策を示すものです。

### (2) 計画策定の考え方

#### ① 関連する個別計画との役割の整理

「第2次和歌山市環境基本計画」策定以降、新たに策定された関連する個別計画等において、環境関連施策の取組が進められています。「第3次和歌山市環境基本計画」では、本計画で取り組む「主要施策」と関連する個別計画の運用による取組について整理を行い、連携を図りながら、本市の環境施策のめざす方向性を示します。

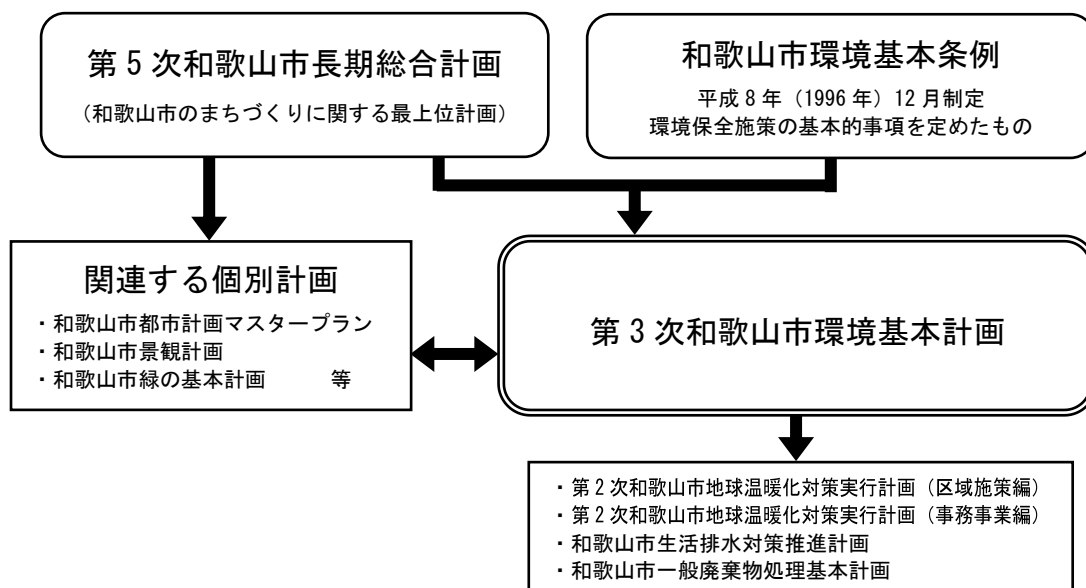
#### ② 「第2次和歌山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」との一体的な推進

「第2次和歌山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、本計画で定める地球環境の保全に係る施策と共通しており、温室効果ガスの排出抑制のための施策を一体的に推進します。

なお、「第2次和歌山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、地球温暖化対策の推進に関する法律において都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務付けられている法定計画です。

## 3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第5次和歌山市長期総合計画」を実行するために、身近な生活環境における諸問題から地球環境に至るまでの、あらゆる環境関連施策の方向性を示す計画です。

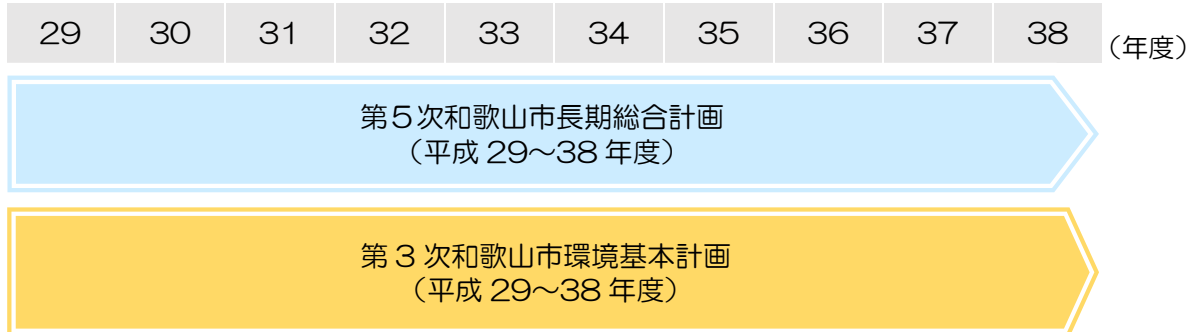




#### 4 計画の期間

策定年次：平成30年（2018年）2月

計画期間：「第5次和歌山市長期総合計画」の目標年度と整合を図り、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とします。



#### 5 対象区域

対象とする区域は、和歌山市全域とします。

#### 6 対象とする環境の範囲及び要素

環境の範囲	環境の要素
生活環境の保全	大気環境、水環境、土壌環境、騒音・振動・悪臭
自然環境の保全と創造	生物多様性、身近な緑や水辺、歴史・文化遺産、景観
地球環境の保全	地球温暖化、循環型社会





和歌山市街

## 第2章 和歌山市の現況

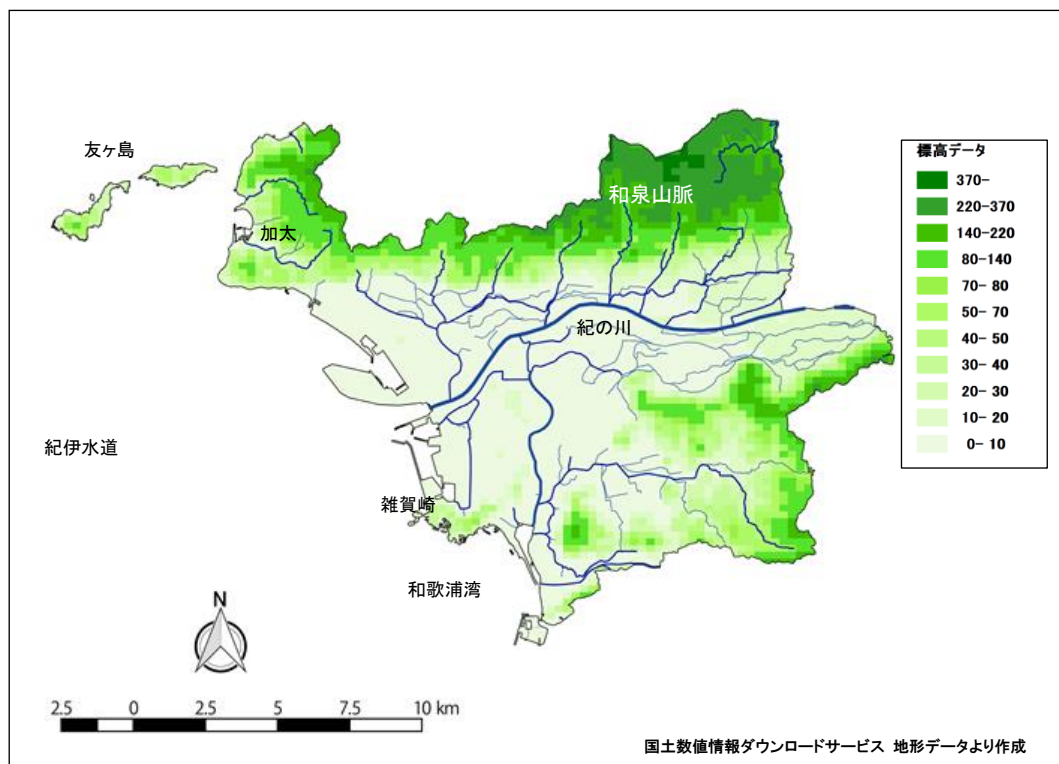
### 2-1 和歌山市の現況

#### 1 位置・地勢

本市は、紀伊半島の北西端に位置し、市域北部の緑豊かな和泉山脈を境として、大阪府に接しています。市の東西方向に紀の川が流下し、紀伊水道に流れ込んでいます。

本市は多様な自然環境に恵まれており、北西部の加太・友ヶ島、南部の和歌浦・雑賀崎地区沿岸は瀬戸内海国立公園の一部に指定されているほか、和歌浦湾に形成される和歌浦干潟は、近畿最大規模のものとなっています。

本市の地勢



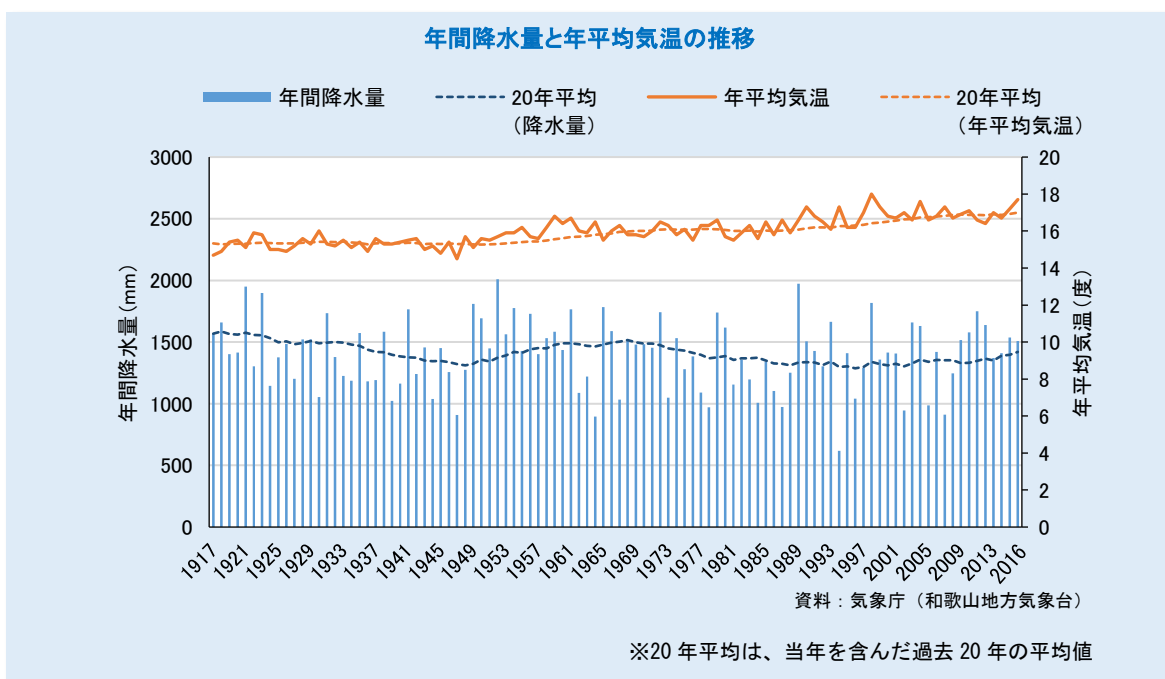
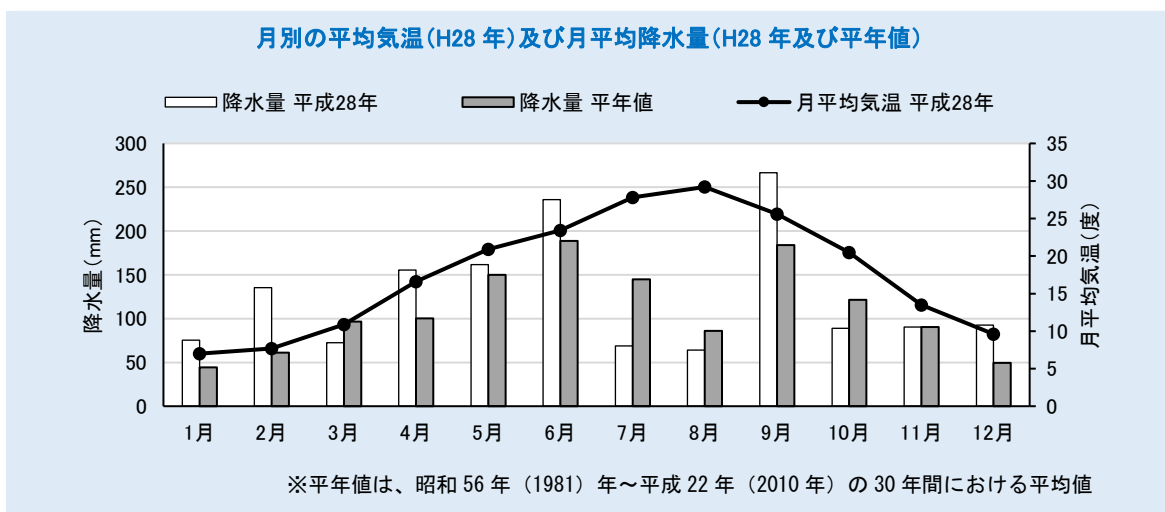
## 2 気候

本市は、気候が温暖であり、雨量も少なく、いわゆる瀬戸内海式気候に属しています。

平成 28 年（2016 年）の月平均気温は、最も低い 1 月で 7.0 度、最も高い 8 月で 29.2 度となっています。

本市の年平均気温は上昇傾向にあり、大正 6 年（1917 年）から平成 28 年（2016 年）まで 100 年間の平均気温は 16.0 度ですが、平成 9 年（1997 年）から平成 28 年（2016 年）まで 20 年間の平均気温は 17.0 度となっています。

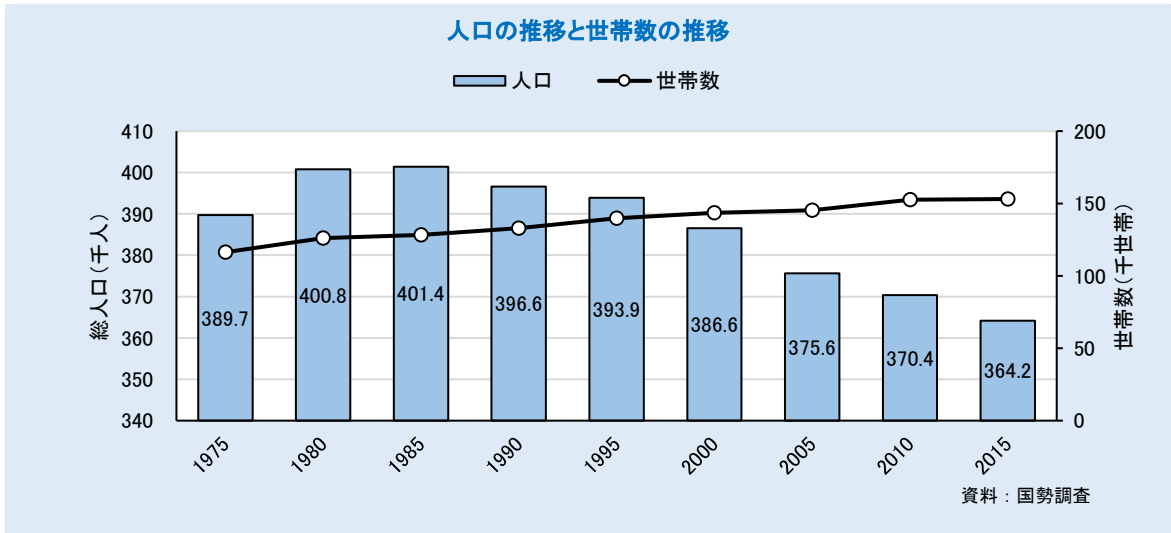
また、平成 28 年（2016 年）の降水量は、年間 1,508 mm であり、9 月に最も多くなっています。なお、この 100 年間の年間降水量は増減を繰り返しながら推移しており、平成 9 年（1997 年）から平成 28 年（2016 年）まで 20 年間の年間降水量の平均値は 1,420 mm となっています。



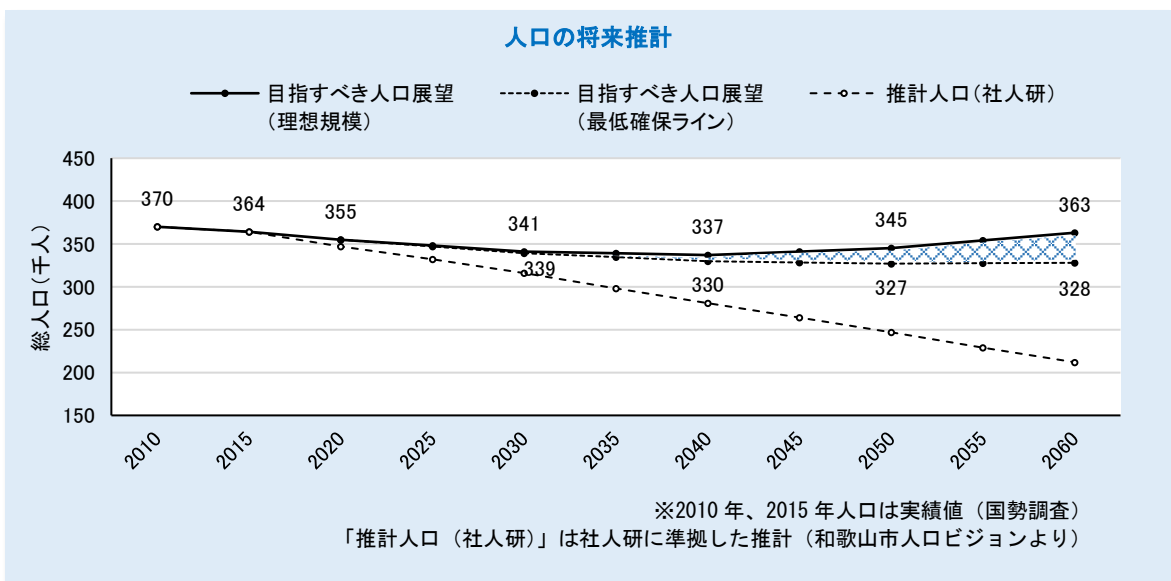
### 3 人口

国勢調査による本市の人口は、昭和60年（1985年）の401,352人をピークに減少が続  
き、平成27年（2015年）には、364,154人となっています。一方で、世帯数は増加を続  
けており、1世帯あたりの人数は減少しています。

人口に占める65歳以上の高齢者の割合は平成27年（2015年）10月現在で29.3%と  
なっており、今後もさらに増加を続け、少子高齢化がより一層進むものと予測されます。



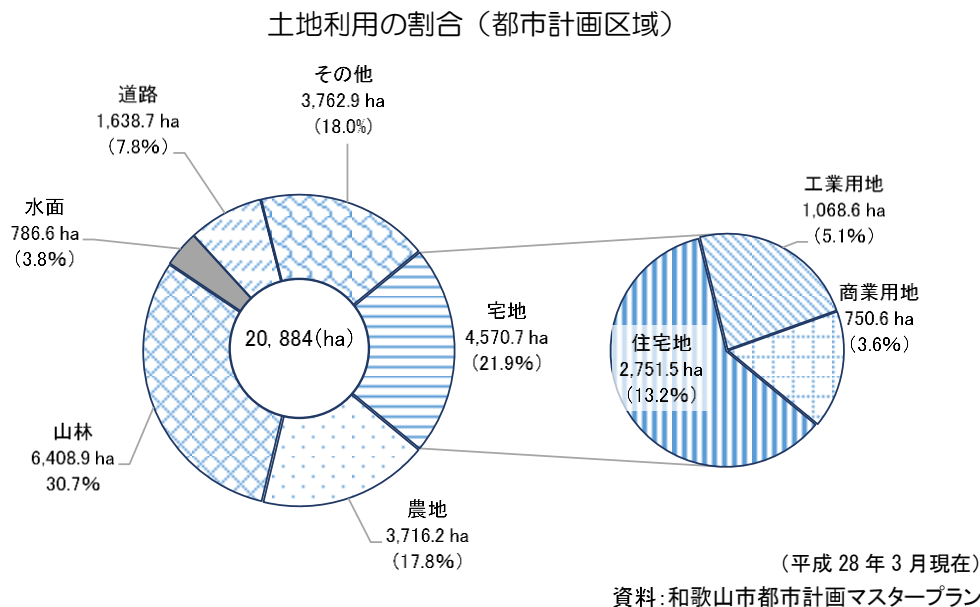
国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計では、本市の将来人口は現状のままでは平成  
52年（2040年）に約28万人まで減少し、さらに平成72年（2060年）には約21万人  
まで減少する見込みとなっています。しかし、本市では、平成27年（2015年）に「和歌山  
市人口ビジョン」を策定し、人口減少に対する各種施策を積み上げた場合の将来人口推計を行  
い、平成52年（2040年）に33.0万人（最低限確保すべきライン）～33.7万人（理想的  
な人口規模）、平成72年（2060年）に32.8万人（最低限確保すべきライン）～36.3万人  
（理想的な人口規模）の人口を展望しています。





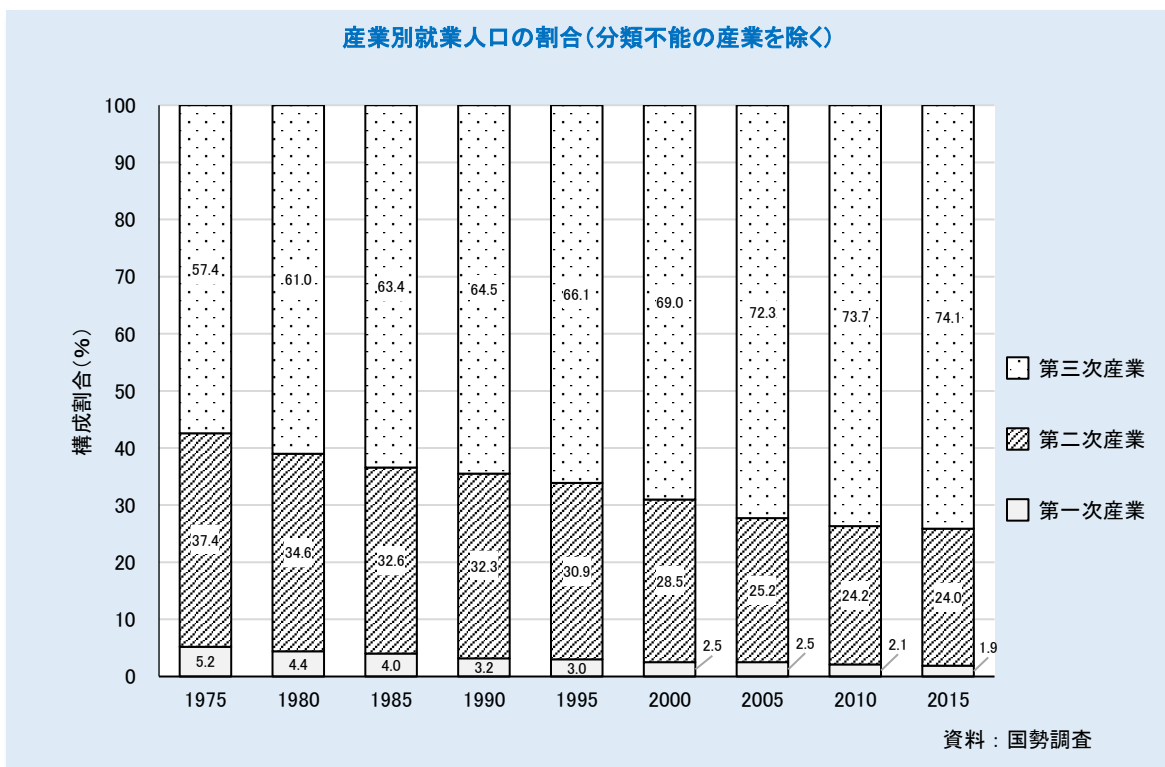
#### 4 土地利用の状況

本市面積 20,884ha の内、市街化区域面積は 7,415.4ha (35.5%)、市街化調整区域は 13,468.6ha (64.5%) となっています。都市計画区域全体での土地利用の割合は、宅地が 21.9%、農地が 17.8%、山林が 30.7%等となっています。



#### 5 産業

本市の就業人口の構成は、第三次産業が多く、調査年次ごとに第三次産業の割合が高くなっています。一方で、第一次産業は、他の産業に比べて構成割合が極端に低くなっています。



## 第3章 めざすべき環境像・目標

### 3-1 めざすべき環境像

「めざすべき環境像」は、市民・事業者・行政がめざすべき環境の将来像を描いたもので、この環境像の実現に向けて、本計画の施策を展開していきます。

めざすべき環境像

# 豊かな自然と共に生きる 環境にやさしいまち わかやま

和歌山市の財産である豊かな自然にふれ、自然から学ぶことで、環境保全の重要性を認識し、市民・事業者・行政それぞれが日々の生活や事業活動を行うことによって、将来にわたって良好な自然を感じながら生活できるまちを目指します。

#### ● 総括指標

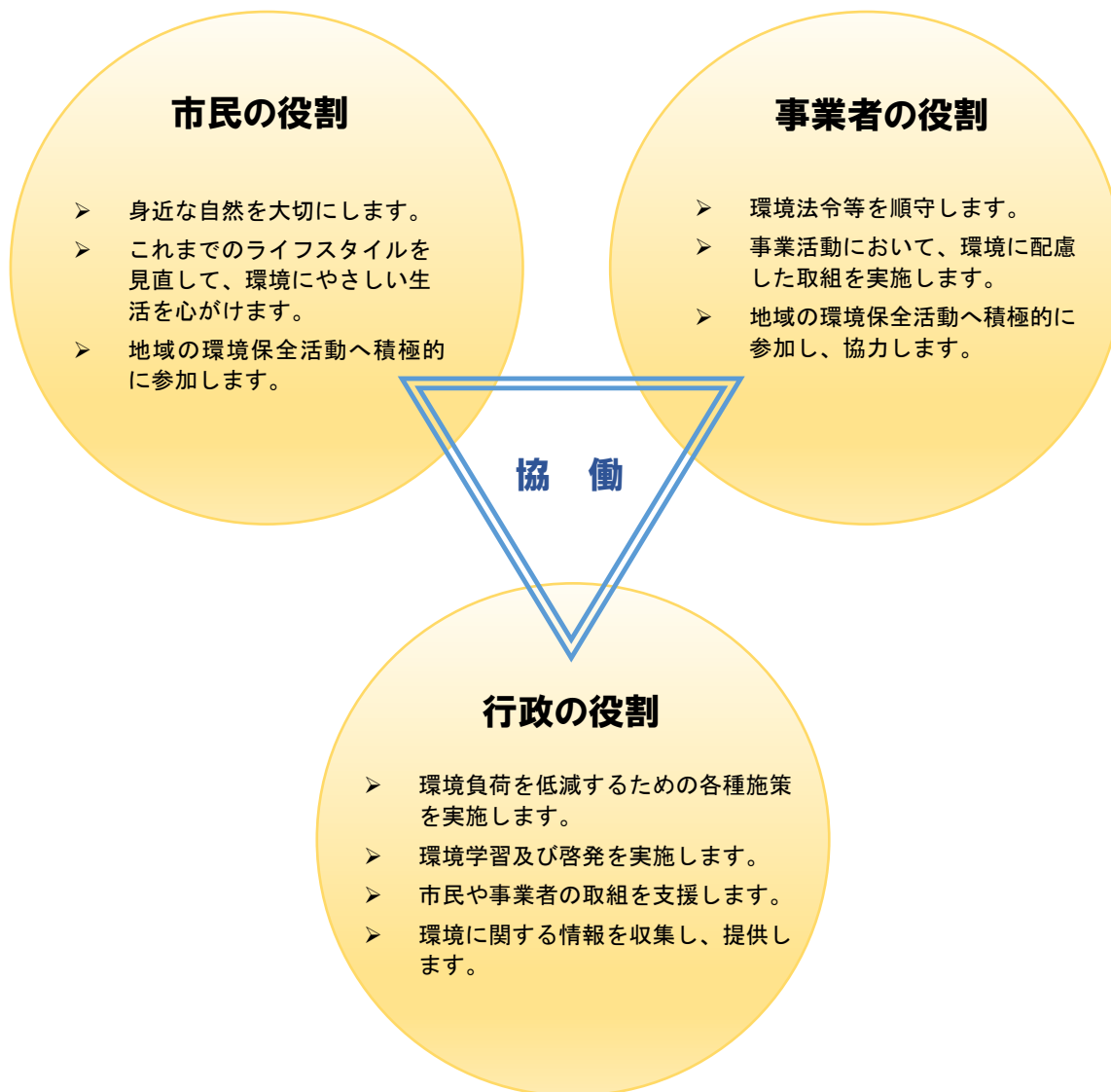
指標に用いる項目	現状値 2016年度(H28年度)	目標値 2026年度(H38年度)
海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度(市政世論調査)	51.4%	60%



### 3-2 市民・事業者・行政の基本的役割と協働

市民・事業者・行政が、それぞれの立場から環境保全に積極的に取り組むとともに、お互いが協働することによって、日常生活や経済活動から生じる環境負荷の低減を図るなど、めざすべき環境像の実現に向けて計画を推進していきます。

#### 市民・事業者・行政それぞれの主な役割と協働のイメージ



### 3-3 施策の基本方針

第3次和歌山市環境基本計画における主な施策については、次の基本方針に基づいて策定します。

- ◇ 第5次和歌山市長期総合計画の環境分野の施策との整合を図り、これらを総合的かつ計画的に展開していきます。
- ◇ 和歌山市環境基本条例の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき施策を実施します。
- ◇ 施策を展開するにあたっては、国や県、庁内の関係各課と調整を行い、計画の実効性を高めていきます。

#### 和歌山市環境基本条例（第8条）が掲げる施策の基本方針

- 大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、海、川、水辺地等における多様な自然環境を積極的に保全し、市民と自然が共生する快適な環境を創造すること。
- 水や緑に親しむことのできる都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の保全を図り、快適な生活環境を創造すること。
- 環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進し、地球環境保全に貢献できる環境にやさしい社会を構築すること。
- 環境の保全及び創造に関して効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

### 3-4 基本目標・個別目標

次の基本目標及び個別目標に基づき、本計画の環境の各分野における施策を展開します。

#### 基本目標1 生活環境の保全 安心・安全に暮らせるまち

大気環境、水環境、土壌環境等の生活環境が良好に保たれることは、人の健康を保護するだけでなく、すべての生物の生命を支える上で重要です。

行政としてこれらの状況を監視するとともに、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で環境に負荷をかけないように心がけ、一体となって生活環境を保全することにより、将来にわたって健康を保護し、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

##### 個別目標 1-1 大気環境の保全

大気の常時監視を行うとともに、大気汚染物質の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行い、大気環境の保全に努めます。

##### 個別目標 1-2 水環境・土壌環境の保全

海や川、地下水の水質の常時監視を行うとともに、水質汚濁の発生源である工場・事業場の排水や土壌汚染に関して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行います。また、生活排水対策の普及・啓発を推進し、公共用水域の水質の保全に努めます。

##### 個別目標 1-3 騒音・振動・悪臭の防止

一般の地域、道路に面する地域の環境騒音及び道路交通振動を把握し、適切な対応を行います。また、工場や事業場等に対して、騒音、振動、悪臭に関する法令等に基づく立入調査を実施し、規制基準の順守等の必要な指導を行い、騒音・振動の低減や悪臭の防止に努めます。

##### 個別目標 1-4 ダイオキシン類による汚染の防止

大気、公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類の監視を行うとともに、ダイオキシン類の発生源である工場・事業場に対して、法令に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行い、良好な環境の維持に努めます。



## 基本目標2 自然環境の保全と創造 豊かな自然と共に生きるまち

本市は美しい自然に恵まれており、豊かな山地、海や川、河口の干潟等、変化に富んだ自然環境の中で、多種多様な生物が生息し、生育しています。

和泉山脈や南東部の緩やかな丘陵に抱かれた地形は市街地の背景となる景観を形成し、中心部を東西に流れる紀の川とともに、本市の景観の骨格を形成する重要な要素となっています。また、和歌山城、和歌の浦等、歴史・文化遺産と自然が一体となった美しい景観が形成されています。

このような自然や景観は、ゆとりとやすらぎといった精神的な豊かさ等の恩恵をもたらしてくれています。

この恩恵を将来にわたって享受するため、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で自然環境の保全と創造に努め、連携して人と自然が共生するまちを目指します。

### 個別目標 2-1 自然環境の保全

市民・事業者・行政が連携し、自然環境を保全することにより、水や緑、多種多様な生物等を身近に感じることができる環境づくりに努めます。

また、本市の骨格を形成する山なみ景観その他丘陵・里山景観、自然環境と歴史・文化遺産が一体となり形成する美しい景観の保全に努めます。

### 個別目標 2-2 自然とふれあう機会の提供

自然環境の保全に関する情報発信を行うとともに、市民が自然とふれあう機会を提供することにより、市民の自然環境に対する意識の向上に努めます。

## 基本目標3 地球環境の保全 持続可能な地球環境にやさしいまち

地球温暖化は、地球環境に深刻な影響を及ぼすものであり、わが国においても、平均気温の上昇や記録的な豪雨等による被害が観測されています。また大量生産・大量消費型の経済社会活動は資源・エネルギーの消費や廃棄物の増大をまねき、地球規模での環境悪化へとつながります。

市民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で、日々の生活や事業活動における温室効果ガスの排出を抑制し、廃棄物の減量化や資源の循環的な利用に努め、連携して地球環境に負荷をかけない持続可能なやさしいまちを目指します。

### 個別目標 3-1 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用に努めます。また、市民や事業者の取組を促進するための情報提供や啓発活動を行うことにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に努めます。

### 個別目標 3-2 循環型社会の形成

市民・事業者・行政が連携して、廃棄物の適正処理、適正管理、廃棄物の不法投棄対策、ごみの減量に取り組み、循環型社会の実現に努めます。

### 3-5 施策の体系

環境像

基本目標

個別目標

豊かな自然と共に生きる環境にやさしいまちわかやま

#### 1 生活環境の保全

安心・安全に  
暮らせるまち

1-1 大気環境の保全

1-2 水環境・土壌環境の保全

1-3 騒音・振動・悪臭の防止

1-4 ダイオキシン類による汚染の防止

#### 2 自然環境の保全 と創造

豊かな自然と共に  
生きるまち

2-1 自然環境の保全

2-2 自然とふれあう機会の提供

#### 3 地球環境の保全

持続可能な  
地球環境にやさしいまち

3-1 地球温暖化対策の推進

3-2 循環型社会の形成

## 主要施策



1-1	1 大気汚染物質の実態把握・監視 2 発生源対策の推進
1-2	1 水質汚濁防止対策の推進 2 生活排水対策の推進 3 土壌汚染対策の推進
1-3	1 騒音・振動対策の推進 2 悪臭対策の推進
1-4	1 ダイオキシン類対策の推進



2-1	1 生物多様性の保全 2 水や緑に親しめる環境づくり 3 景観の骨格を形成する自然環境の保全
2-2	1 自然を体験できる機会の提供 2 自然の保全に関する情報発信



3-1	1 再生可能エネルギー等の利用促進 2 省エネルギー等の促進 3 地域環境の整備 4 グリーン購入の推進
3-2	1 ごみ減量の推進 2 廃棄物の適正処理、適正管理 3 廃棄物の不法投棄対策

## 第4章 環境保全・創造のための施策

### 4-1 和歌山市の環境の現状と課題

#### 1 生活環境の保全

本市では、大気、水、土壌等の環境資源を良好な状態に保つため、従来の公害問題に加え、自動車公害等の都市生活型公害や有害化学物質等による新たな環境問題に適切な配慮を行い、市民が安心して暮らすことのできる健康で安全なまちを目指した取組を推進してきました。

#### (1) 大気環境の保全

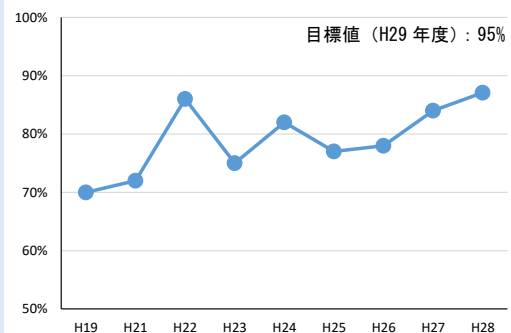
本市における大気汚染の主な原因は、固定発生源である工場・事業場からの汚染物質の排出、自動車からの排出ガス及び他地域からの汚染物質の流入が考えられます。

本市の大気環境は、発生源対策として工場・事業場の監視及び指導を進めてきた結果、環境基準が定められた大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）については環境基準を概ね達成しています。微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについては環境基準を達成できていないものの、大気環境は改善傾向にあります。微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントは、越境大気汚染等の外部要因の影響が大きく、環境基準の達成は難しいため、引き続き市民に情報提供していく必要があります。

環境基準達成状況(H28年度)

二酸化硫黄	達成
二酸化窒素	達成
一酸化炭素	達成
浮遊粒子状物質(SPM)	達成
光化学オキシダント	測定局すべてで未達成
微小粒子状物質(PM2.5)	6測定局のうち5局で達成

環境基準の達成率の経年変化

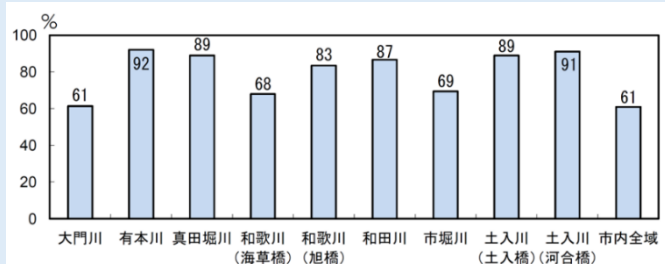


#### (2) 水環境・土壌環境の保全

本市は、紀の川を中心に豊かな水資源に恵まれ、それらは市民生活にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、様々な生産の源となっています。工場・事業場からの排水規制が進んできたことにより、河川の水質汚濁の原因として生活排水の占める割合が高くなっており、これまで対策として公共下水道の普及促進や合併処理浄化槽設置の推進、生活排水対策の普及・啓発等に取り組んできました。

その結果、河川及び海域では、一部の環境基準点を除き、環境基準を達成していますが、水質汚濁の主な原因となっている生活排水につい

河川水域別の汚濁原因として生活排水が占める割合(BOD)



(平成25年3月)

ては、生活排水対策説明会や出前講座を実施したり、生活排水対策指導員を中心とした啓発活動によって、地域住民の生活排水対策への理解を深め、市民と協働で水環境の保全に取り組んでいく必要があります。

また、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、関連する個別計画で進めていく必要があります。

土壌汚染については、工場・事業場に対して、土壌汚染対策法の周知を図る取組を行ってきました。今後も引き続き土壌汚染の未然防止に努めていく必要があります。

### (3) 騒音・振動・悪臭の防止

本市では、工場・事業場、建設作業、道路の騒音・振動の実態を把握し、穏やかな暮らしの維持に努めてきました。

一般の地域における環境騒音、道路に面する地域の自動車騒音、阪和自動車道騒音、道路交通振動については、騒音規制法及び振動規制法に基づき、測定を実施した結果、これらの測定結果は概ね環境基準を達成しており、要請限度値以下となっています。工場・事業場や特定建設作業等による騒音・振動については、近隣の静けさを確保するため、発生源に対して、法令等の順守や設備改善等の指導に取り組む必要があります。

悪臭については、工場や事業場等の実態を把握し、さわやかな暮らしの維持に努めてきました。悪臭物質の測定を実施した結果、規制基準値以下となっていますが、市民からの苦情や相談があるため、工場や事業場等へ法令に基づく立入調査を実施するなど、快適な環境を確保するよう努めていく必要があります。

### (4) ダイオキシン類による汚染の防止

ダイオキシン類による人や動植物への影響が懸念される中、法令に基づき、大気、公共用水域水質・底質、地下水及び土壌を調査した結果、すべてで環境基準を達成しています。また、排出基準が適用される工場・事業場について、立入調査を実施した結果も概ね排出基準値以下となっています。今後も健康への被害を未然に防止するため、工場・事業場に対して、指導及び監視を行う必要があります。





## 2 自然環境の保全と創造

本市は、緑豊かな山なみと美しい海や川といった自然環境に恵まれています。本市ではこれまで、暮らしに様々な恩恵をもたらしている貴重な自然環境を保全・創造することで、人と自然が共生するうるおいのあるまちを目指した取組を推進してきました。

### (1) 自然環境の保全

本市は、豊かな山地、海や川、河口の干潟等、変化に富んだ自然環境に恵まれており、良好な生態系がはぐくまれてきました。

本市では、友ヶ島の深蛇池湿地帯にはヒトモトススキ群落等が分布し、社寺林及び和歌山城にはホルトノキ群落が分布しており、これらは環境省が特定植物群落に選定しています。

また、その他にも、池、水田、湿地等で見られるニホンアカガエル、水路やため池で見られるリュウノヒゲモ等、環境省や和歌山県のレッドデータブック等に記載されている貴重な種が生息しています。

近畿最大規模の和歌浦干潟は、ワカウラツボ、ハクセンシオマネキ、ニホンウナギ等の貴重な生物の生息地であり、日本の重要湿地 500 に選定されています。

なお、和歌の浦は、万葉の時代から景勝地として知られており、1300年の歴史が織り成す風光明媚な景観は、平成 29 年度日本遺産に認定されています。

このような豊かな自然環境は、本市の大きな魅力となっており、将来にわたって維持していくため、瀬戸内海国立公園等の優れた自然環境の保全に努めるとともに、市民が水や緑に親しむことができる環境づくりに努めていく必要があります。

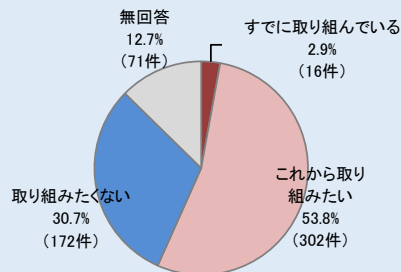
また、良好な景観の形成については、関連する個別計画と連携しながら、本市の景観の骨格を形成する山なみ景観その他丘陵・里山景観の保全に努めていく必要があります。

### (2) 自然とふれあう機会の提供

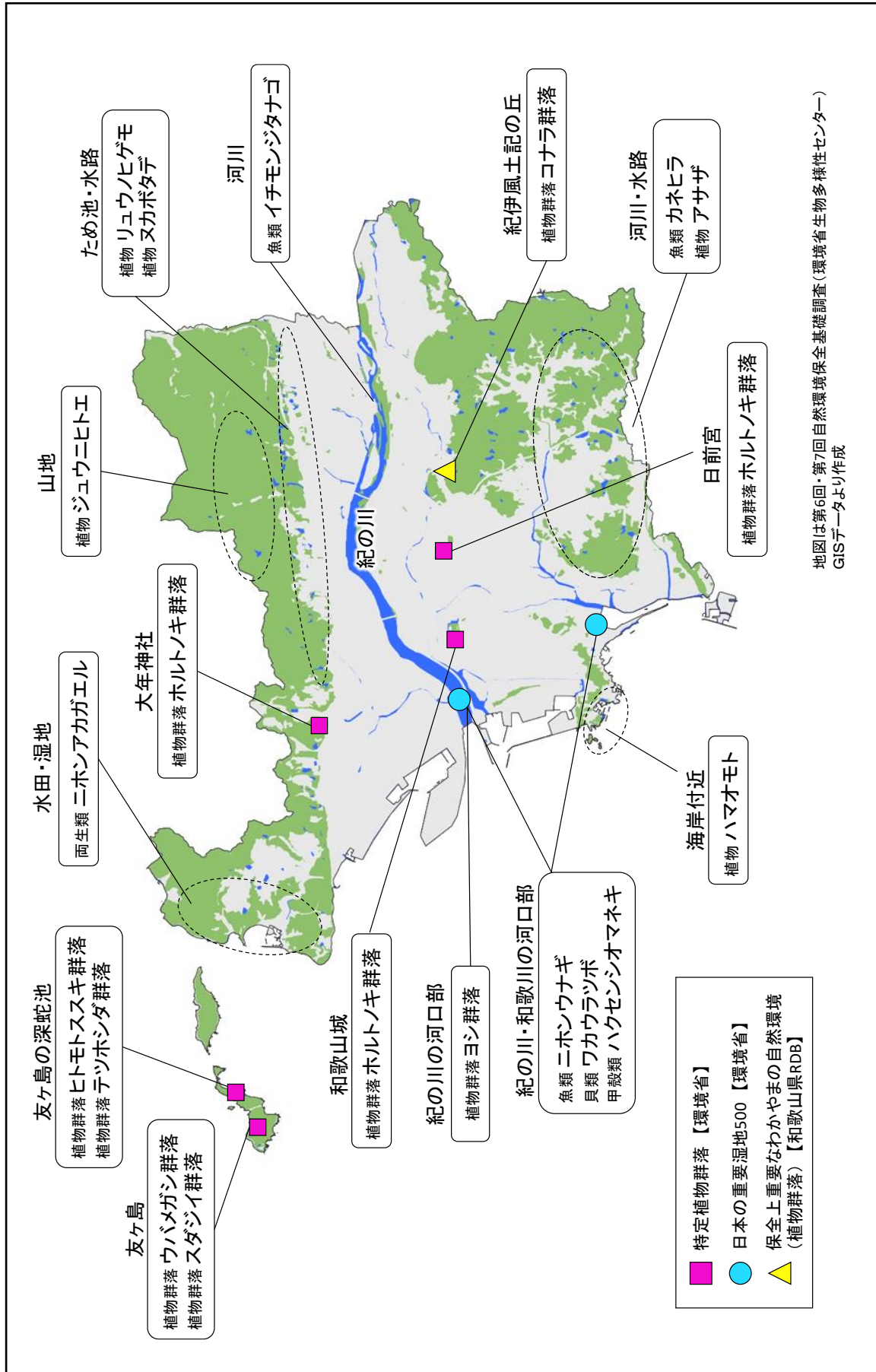
本市では、豊かな自然とのふれあいを通じて、市民の自然を大切にする意識を高め、貴重な自然環境を将来に継承していくことを目指しています。市民の自然に対する関心が高まる中、四季の郷公園及び森林公園や奈良県吉野郡川上村の和歌山市民の森等を自然環境の啓発の場として活用してきました。

市民意識調査の結果、自然観察会や環境教室等、環境学習への参加に対する意欲がうかがえることから、引き続き自然を体験できる機会づくりに取り組んでいく必要があります。

自然観察会や環境教室等、環境について学ぶことができる活動へ参加していますか



出典：和歌山市の環境に関する市民意識調査（平成 28 年）



和歌山市の生物分布図

### 3 地球環境の保全

地球温暖化をはじめとする地球環境保全は、人類共通の課題です。本市では、省資源化や省エネルギー化を図ることで、環境負荷の低減を進めながら経済成長を維持する環境効率性の高いまちを目指した取組を進めてきました。

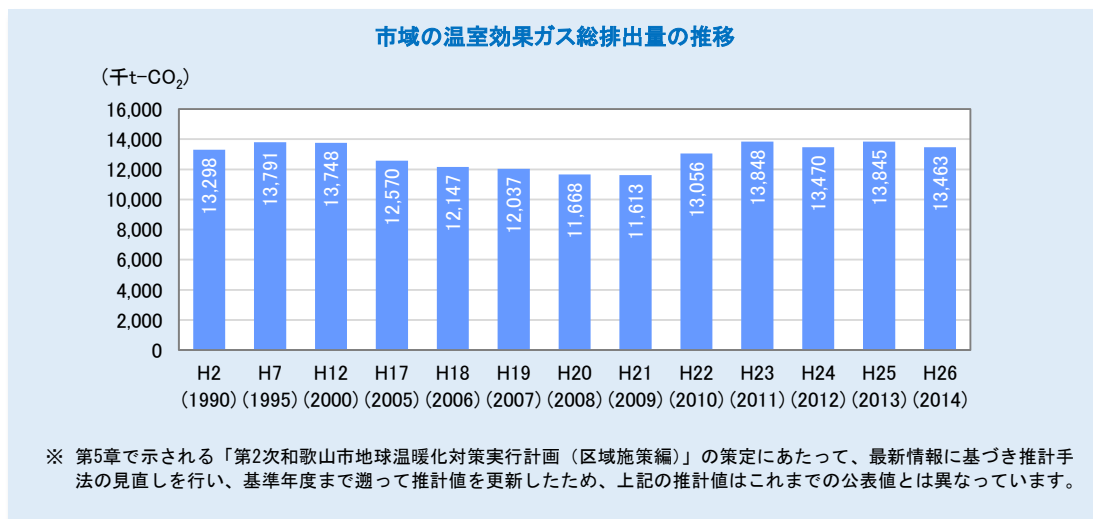
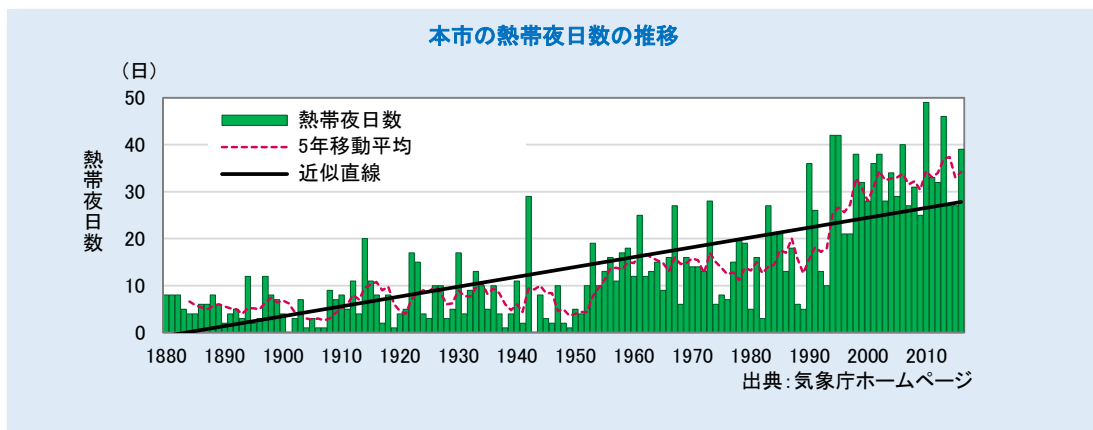
#### (1) 地球温暖化対策の推進

本市においては、気候変動の影響として、年平均気温が長期的に上昇するとともに、熱帯夜日数の増加傾向も顕著に見られます。

このような気候変動が見られる中、本市では、「第2次和歌山市環境基本計画」の重点項目として地球温暖化対策を推進するため、「和歌山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「和歌山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

市域の温室効果ガスの排出量は、平成21年度（2009年度）頃までは減少傾向にあったものの、その後増加に転じ、近年では「和歌山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基準年度\*の排出量を上回る水準で推移しています。（※基準年度は平成2年度（1990年度）。ただし、代替フロン等の基準年は平成7年（1995年）。）

今後、地球温暖化対策を一層進めるため、市民・事業者・行政の協働により、低炭素なまちの実現に取り組む必要があります。



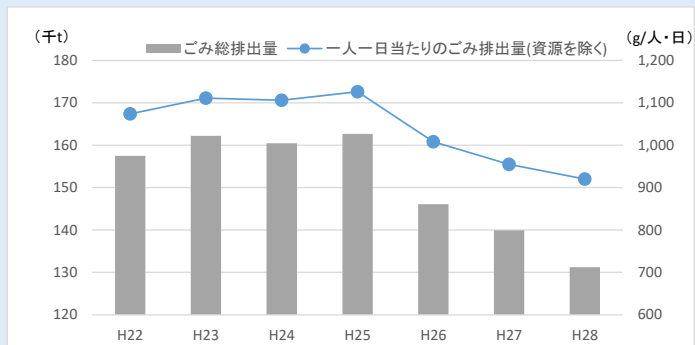
## (2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会のあり方やライフスタイルの見直し等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減をさらに進めていく必要があります。

本市では「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、基本理念「つれもて分別ごみ減量～美しい海・山・川の城下町わかやま～」のもと、平成23年度に定めた「一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く）を10年間で約30%削減」という目標に向け、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの役割分担のもとに取り組んできました。ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く）は、平成22年度から平成25年度の間は微増傾向でしたが、平成26年度からは一般廃棄物処理基本計画の施策の効果により、市民や事業者の協力のもと減量が進んできました。しかし、家庭系ごみ、事業系ごみとともに、ごみの中には減量化の取組が見込めるもの、分別することで資源化できるものが含まれており、目標達成のためにはさらなるごみの減量に取り組む必要があります。

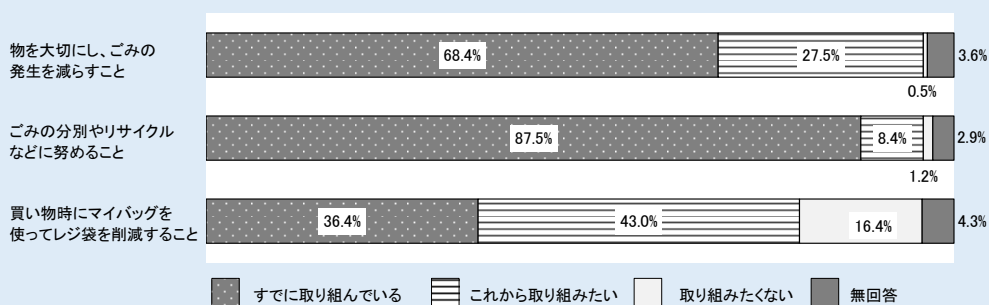
ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量(資源を除く)の推移

目標値 (H29年度) : ごみ総排出量 129,795t  
一人一日当たりのごみ排出量 (資源を除く) 865g



また、市民意識調査の結果、ごみの減量に対する意欲がうかがえることから、今後も市民・事業者・行政が協働し、循環型社会の実現に取り組む必要があります。

あなたは環境に負担をかけないために次のような取組をおこなっていますか



出典：和歌山市の環境に関する市民意識調査（平成28年）

産業廃棄物については、引き続き和歌山市産業廃棄物処理指針に基づき、産業廃棄物の発生から処分に至るまでの適正な処理の推進と減量化・資源化の推進を図る必要があります。

## 4-2 施策の方向性

### 基本目標1 生活環境の保全 安心・安全に暮らせるまち

#### 個別目標 1-1 大気環境の保全

大気の常時監視を行うとともに、大気汚染物質の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行い、大気環境の保全に努めます。

#### ● 指標

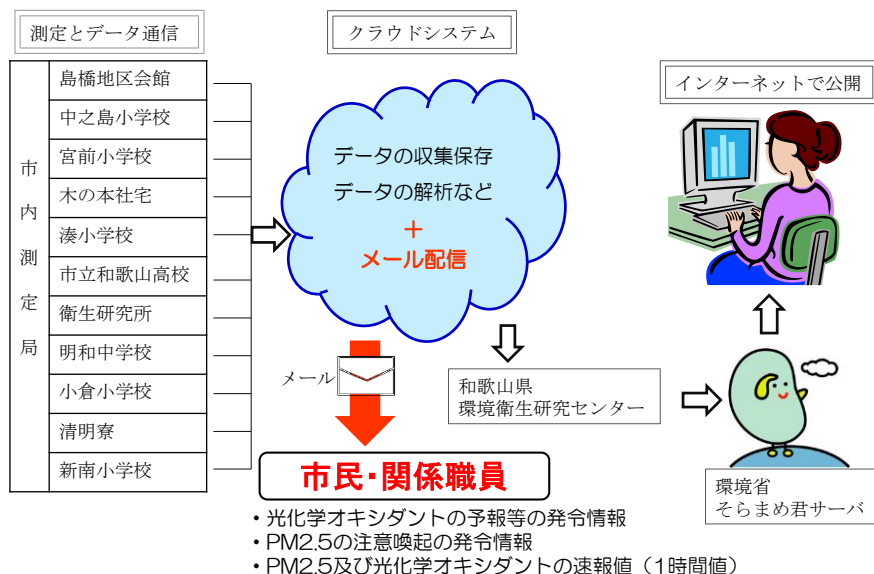
指標に用いる項目		現状値 2016年度(H28年度)	目標値 2026年度(H38年度)
環境基準 達成率	二酸化硫黄	100%	100%
	二酸化窒素	100%	
	浮遊粒子状物質(SPM)	100%	
光化学オキシダントの注意報発令回数		0回	0回
微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の発令回数		0回	0回

#### ● 主要施策

##### 1. 大気汚染物質の実態把握・監視

###### ○大気常時監視

大気汚染の未然防止のため、大気の常時監視を行い、大気汚染の実態把握に努めます。また、測定データは環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）で公開し、登録者へメール配信するなど、市民にわかりやすい形での情報提供に努めます。



公表システムの概略図



## 2. 発生源対策の推進

### ○大気汚染の防止

大気汚染物質の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の適合状況を監視するとともに、ばい煙発生施設等の維持管理をはじめとする適切な指導を行います。

### ○アスベスト対策

特定粉じん排出等作業実施届出が提出された建築物解体作業等の作業現場において飛散性アスベスト除去工事の監視及び指導を行うなど、大気環境への飛散防止に努めます。

### ● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

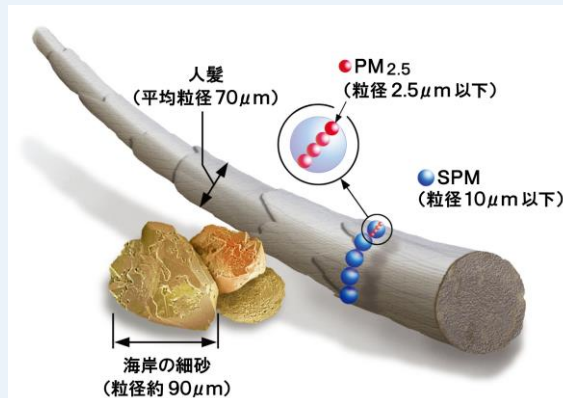
計画名称	環境基本条例に関する取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山市都市計画マスタープラン</li> </ul>	交通ネットワークの充実による連携のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>着実な道路整備による渋滞緩和と渋滞緩和による自動車排出ガスの低減</li> </ul>

### 【微小粒子状物質（PM2.5）】

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は $1\text{mm}$ の千分の1）以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子です。

微小粒子状物質（PM2.5）は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

（参考：環境省ホームページ）



PM2.5の大きさ（髪の毛、砂との比較）

## 個別目標 1-2 水環境・土壌環境の保全

海や川、地下水の水質の常時監視を行うとともに、水質汚濁の発生源である工場・事業場の排水や土壌汚染に関して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行います。また、生活排水対策の普及・啓発を推進し、公共用水域の水質の保全に努めます。

### ● 指 標

指標に用いる項目	現状値 2016年度(H28年度)	目標値 2026年度(H38年度)
公共用水域(河川)環境基準達成率	77.8%	100%

### ● 主要施策

#### 1. 水質汚濁防止対策の推進

##### ○公共用水域・地下水水質常時監視

海や川、地下水の水質の常時監視を行い、水質の実態把握に努めます。

##### ○水質汚濁の防止

水質汚濁の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の適合状況を監視するとともに、排水処理施設の維持管理をはじめとする適切な指導を行います。

#### 2. 生活排水対策の推進

##### ○生活排水対策の普及・啓発

生活排水対策説明会や出前講座等を開催し、生活排水対策の必要性・重要性について普及・啓発を推進します。

生活排水対策指導員を中心に地域住民と共に家庭でできる生活排水対策に努めます。

#### 3. 土壌汚染対策の推進

##### ○土壌汚染対策

土壌汚染を未然に防止するため、工場・事業場に対して、土壌汚染対策法の周知を図り、指導を行います。また一定規模以上の土地の形質変更の把握に努めます。



水質汚濁の防止



生活排水対策の普及・啓発

● 個別計画と連携して進める取組

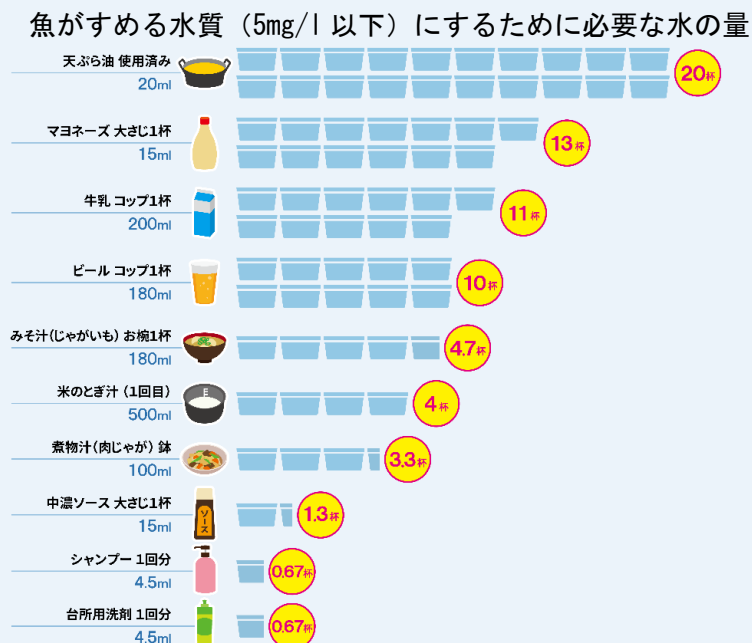
次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 和歌山市生活排水対策推進計画</li> <li>● 和歌山市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共下水道の整備及び接続率の向上</li> <li>● 合併処理浄化槽への転換</li> <li>● 浄化槽の適正な維持管理</li> </ul>

【食べ残しが水を汚す】

市内河川の水質汚濁の主な要因は、私たちが捨てる食べ残し等の生活排水です。

川や海の水を汚さない一番の方法は、私たち自身が“汚れた水をそのまま流さない生活”をすることです。一度汚れた水を流すと、きれいにするために多量の水が必要です。下の図は、汚れた水を魚がすめる水質にするために必要な水の量（バスタブ 300 リットル換算）を表しています。



(参考:「環境省パンフレット 生活排水読本」環境省)

## 個別目標 1-3 騒音・振動・悪臭の防止

一般の地域、道路に面する地域の環境騒音及び道路交通振動を把握し、適切な対応を行います。また、工場や事業場等に対して、騒音、振動、悪臭に関する法令等に基づく立入調査を実施し、規制基準の順守等の必要な指導を行い、騒音・振動の低減や悪臭の防止に努めます。

### ● 指標

指標に用いる項目	現状値 2016年度(H28年度)	目標値 2026年度(H38年度)
騒音の環境基準達成率	86.1%	100%

### ● 主要施策

#### 1. 騒音・振動対策の推進

##### ○騒音・振動の防止

一般の地域における環境騒音、道路に面する地域の自動車騒音、道路交通振動の測定を実施し、実態把握に努めます。

騒音・振動の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、規制基準の順守等の必要な指導を行い、騒音・振動対策の取組を進めます。

また、特定建設作業を伴う建設工事の施工者に対して、法令等に基づく届出指導や立入調査を実施するとともに、騒音・振動の未然防止を図るため、啓発を行います。

#### 2. 悪臭対策の推進

##### ○悪臭の防止

悪臭物質の測定を実施し、実態把握に努めます。

工場・事業場に対して、法令に基づく立入調査を実施し、悪臭防止対策について適切な指導を行います。



騒音・振動の防止



悪臭の防止

### 【騒音・振動】

騒音は、主観的な面があることは否めませんが、一般には、不快な音、好ましくない音を言います。

振動は、地面又は建物の上下方向、縦横方向の揺れを指し、心理的、感覚的な問題や、家具、調度品等の損傷、耐久期間の短縮、壁、タイルのひび割れ等物的被害をもたらします。



建設工事に伴う騒音・振動対策では、国が騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を「低騒音型・低振動型建設機械」として指定を行っており、生活環境を保全すべき地域で行う工事では、指定を受けた機械の使用が推進されています。

(参考：国土交通省ホームページ、環境省ホームページ、総務省ホームページ)





## 個別目標 1-4 ダイオキシン類による汚染の防止

大気、公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類の監視を行うとともに、ダイオキシン類の発生源である工場・事業場に対して、法令に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行い、良好な環境の維持に努めます。

### ● 指 標

指標に用いる項目	現状値 2016 年度 (H28 年度)	目標値 2026 年度 (H38 年度)
環境基準達成率	100%	100%

### ● 主要施策

#### 1. ダイオキシン類対策の推進

##### ○ダイオキシン類の監視

大気、公共用水域水質・底質、地下水及び土壌の監視を行い、ダイオキシン類の実態把握に努めます。

##### ○ダイオキシン類による汚染の防止

工場・事業場に対して、法令に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の適切な指導を行い、ダイオキシン類の飛散防止対策に努めます。



ダイオキシン類による汚染の防止



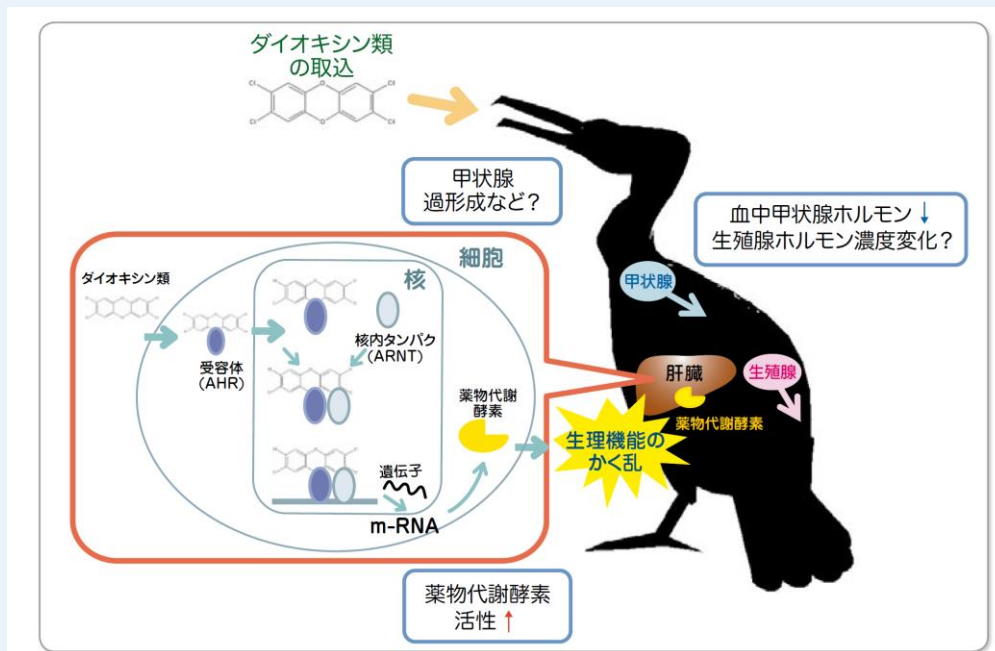
## 【ダイオキシン類】

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう物質です。

また、かつて使用されていた PCB や一部の農薬に不純物として含まれていたものが環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告があります。

大気中の粒子等に付着したダイオキシン類は、地上に落ちてきて土壌や水を汚染し、また、長い年月の間に底泥等環境中に蓄積されているものが、プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられています。

### ダイオキシン類の生物への影響



(参考：「関係省庁共通パンフレット ダイオキシン類」、「日本の野生生物におけるダイオキシン類の蓄積量について」環境省)

## 基本目標2 自然環境の保全と創造 豊かな自然と共に生きるまち

### 個別目標 2-1 自然環境の保全

市民・事業者・行政が連携し、自然環境を保全することにより、水や緑、多種多様な生物等を身近に感じることができる環境づくりに努めます。

また、本市の骨格を形成する山なみ景観その他丘陵・里山景観、自然環境と歴史・文化遺産が一体となり形成する美しい景観の保全に努めます。

#### ● 指 標

指標に用いる項目	現状値 2015年度(H27年度)	目標値 2026年度(H38年度)
公園清掃や花壇づくりなど地域の活動への参加率 (「参加している」又は「参加したい」の合計)	28%	40.1%

#### ● 主要施策

##### 1. 生物多様性の保全

###### ○重要な動植物等の保護、保全

市民や事業者と連携し、重要な動植物等の生息、生育環境の保全に努めます。

###### ○自然の保護及び創出

瀬戸内海国立公園に指定されている加太、和歌浦、雑賀崎地区を保護、監視し、優れた自然の保全に努めます。

また、ビオトープの整備等により、豊かな自然の創出に努めます。

##### 2. 水や緑に親しめる環境づくり

###### ○身近な水辺や緑地等の美化

身近な水辺や緑地等について市民との協働による清掃活動等を推進し、美化に努めます。

###### ○身近な緑化の推進

中高層建築物の敷地に対する緑化指導や出生記念樹として苗木を贈呈するなど、身近な緑化を推進します。

### 3. 景観の骨格を形成する自然環境の保全

#### ○山なみ景観その他丘陵・里山景観の保全

本市の骨格を形づくる山なみや緩やかな地形が形づくる緑豊かな丘陵景観の保全に努めます。



身近な水辺や緑地等の美化

#### ● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
● 和歌山市都市計画マスタープラン	環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり ● 公園・緑地の整備 ● 自然環境に配慮した河川整備
● 和歌山市農業振興基本計画	● 農地の保全 ● 市民農園の活用
● 和歌山市緑の基本計画	緑地の保全と緑化の推進 ● 公園・緑地の整備 ● 生産緑地の指定
● 和歌山市景観計画	● 景観の保全
● 和歌山市鳥獣被害防止計画	● 特定外来生物の捕獲
● 和歌山市教育振興基本計画 ● 和歌山市歴史的風致維持向上計画	● 歴史的又は文化的環境の保全

## 個別目標 2-2 自然とふれあう機会の提供

自然環境の保全に関する情報発信を行うとともに、市民が自然とふれあう機会を提供することにより、市民の自然環境に対する意識の向上に努めます。

### ● 指 標

指標に用いる項目	現状値 2016 年度 (H28 年度)	目標値 2026 年度 (H38 年度)
和歌山市民の森源流体験学習会の参加者数	72 人	80 人

### ● 主要施策

#### 1. 自然を体験できる機会の提供

##### ○自然観察会等の開催

自然環境に対する意識を高めることを目的として、干潟観察教室や自然観察会等のイベントを開催し、自然を体験できる機会を提供します。

また、和歌山市民の森においても源流体験学習会で水源地保全の重要性等を学ぶ機会を提供します。

#### 2. 自然の保全に関する情報発信

##### ○地域の自然環境の紹介

四季の郷公園やこども科学館において地域の動植物に関する展示を行うなど、地域の自然を紹介します。

##### ○イベント開催等による自然環境保全の啓発

自然環境の保全に関する啓発イベントを開催するとともに、市民が多く集まる場や機会を利用し、啓発することで、市民の意識向上を図ります。



自然観察会等の開催

● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
● 和歌山市教育振興基本計画	● 自然体験学習の充実

【奈良県吉野郡川上村と和歌山市民の森】

奈良県吉野郡川上村は、紀の川の源流に位置するまちです。川上村から始まる川の流れは吉野川と呼ばれ、和歌山県に入ると紀の川と呼び名を変え、136km先にある紀伊水道に流れ込みます。

本市と川上村は、平成15年8月1日に、水環境の保全・創出を図るため「吉野川・紀の川水源地保護に関する協定」を締結しています。

本市では川上村の山林の一部を借り受け、和歌山市民の森として水源地保全の重要性等を学ぶことができる源流体験学習会等を行っています。



## 基本目標3 地球環境の保全 持続可能な地球環境にやさしいまち

### 個別目標 3-1 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用に努めます。また、市民や事業者の取組を促進するための情報提供や啓発活動を行うことにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に努めます。

#### ● 指 標

指標に用いる項目	現状値 2014 年度 (H26 年度)	目標値 2026 年度 (R8 年度)
温室効果ガス排出量の H25 年度 比削減率(市域の総排出量)	2.8%削減	38%削減

#### ● 主要施策

##### 1. 再生可能エネルギー等の利用促進

###### ○太陽光発電等の利用促進

市の施設において環境に配慮した電力調達を進めるとともに、太陽光発電設備の導入を推進します。

また、市民や事業者に対して再生可能エネルギーの導入に関する国の補助制度等について情報提供するとともに、導入を支援します。

##### 2. 省エネルギー等の促進

###### ○設備・機器・建物等の省エネルギー化の推進

市の施設において、率先して省エネルギー化を進めるとともに、新築・改修の際には、省エネルギー性能の向上に努めます。

また、市民や事業者に対して、省エネルギー化を促進するための情報提供を行うとともに、設備の導入を支援します。

###### ○エネルギー管理の徹底・日常的な省エネルギーの取組

市の施設においてエネルギー管理の徹底を行い、節電や燃料の使用量削減に取り組むとともに、市民や事業者に対して省エネルギーに関する情報提供や啓発に努め、身近な省エネルギーの取組としてクールビズやウォームビズ、エコドライブ等を推進します。

###### ○フロン類の削減・適正管理

市の設備において、空調機や冷凍冷蔵庫等の冷媒が漏えいしないよう、適切に管理するとともに、廃棄するときは適正な業者に処理を委託します。また、空調機や冷凍冷蔵庫等を導入するときは、ノンフロン・低GWPフロン製品の導入を推進します。



また、事業者に対し、フロンの適正管理、適正処理を行うよう周知に努めます。

### 3. 地域環境の整備

#### ○都市機能の集約化

中心拠点及び地域拠点における都市機能の誘導・向上を図るとともに、中心部と各拠点とのネットワークによる連携型の都市構造への転換を図ります。

#### ○緑化の推進

夏場の室温上昇を防ぐための「緑のカーテン」等、身近な緑化を推進します。

また、市民や事業者と連携し、公共の場の緑化に努めます。

#### ○二酸化炭素排出量の少ない交通手段の選択

市の職員はエコ通勤に積極的に取り組むとともに、市民に対して、公共交通の重要性や必要性を広報するなど、自家用車からの転換を促す取組を行い、公共交通機関の利用促進に努めます。

また、交通事業者等と連携し、公共交通ネットワークの充実を図ることによって、自動車利用の抑制につなげるとともに、二酸化炭素排出量の少ない自動車の普及・啓発に努めます。

### 4. グリーン購入の推進

#### ○グリーン購入の推進

市の事務や工事等において用いる物品や資材等について、率先してグリーン購入に取り組むとともに、市民や事業者に対して、環境負荷が少ない製品等の購入についての情報提供に努めます。

#### ● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
● 和歌山市都市計画マスタープラン	交通ネットワークの充実による連携のまちづくり ● 中心部と各拠点とのネットワークによる連携型の将来都市構造への誘導 環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり ● 公共交通機関の利用促進
● 和歌山市立地適正化計画	● 中心拠点等における都市機能の維持及び誘導 ● 公共交通ネットワークの維持と強化

## 個別目標 3-2 循環型社会の形成

市民・事業者・行政が連携して、廃棄物の適正処理、適正管理、廃棄物の不法投棄対策、ごみの減量に取り組み、循環型社会の実現に努めます。

### ● 指 標

指標に用いる項目	現状値 2016年度(H28年度)	目標値 2026年度(H38年度)
一人一日当たりのごみ排出量 (資源を除く一般廃棄物)	920g/人・日	729g/人・日

### ● 主要施策

#### 1. ごみ減量の推進

##### ○ごみの排出抑制

ごみ情報紙「リリクル通信」等によるごみ減量に関する情報提供や、市民によるごみ減量推進員制度の活用等によって意識啓発に努め、市民・事業者・行政の協働でのごみ削減を推進します。

##### ○資源の有効活用の推進

一般ごみの資源の分別を推進するとともに、地域の資源集団回収を奨励し、活動を支援します。事業系ごみは、分別の徹底を進めるとともに、食品廃棄物等をまとめて資源化する方法を調査し、資源化に向けた取組を推進します。

#### 2. 廃棄物の適正処理、適正管理

##### ○一般廃棄物の適正処理

一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分各段階における体制整備に努め、市民・事業者・行政の協働により、環境にできる限り負担をかけない適正な処理を推進します。

##### ○産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の事業場への計画的立入検査等によって、適正処理の指導・啓発を行います。

また、優良産廃処理業者認定制度の優良基準に適合した処理業者については、市のホームページで積極的に公開します。

### 3. 廃棄物の不法投棄対策

#### ○不法投棄対策の推進

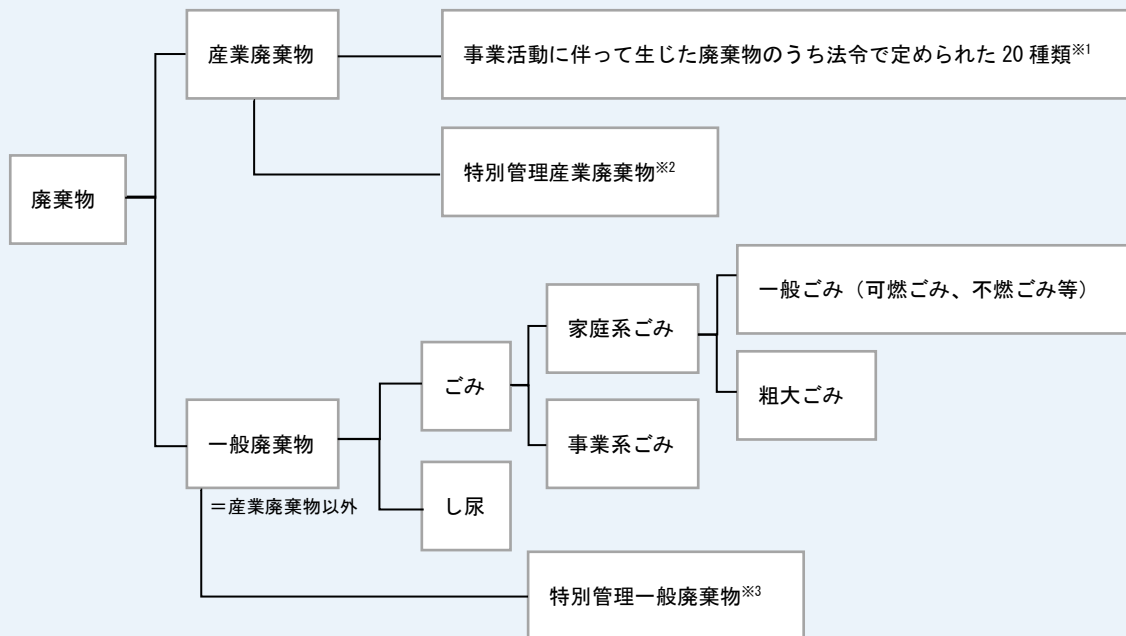
不法投棄の撲滅に向け啓発や監視を行うなど、関係機関等と連携し、不法投棄対策を推進します。

#### 【廃棄物の種類】

「廃棄物」は、産業廃棄物と一般廃棄物に大きく区分されます。

産業廃棄物は、事業活動で発生する廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類のもの等を指します。

また、一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィス、飲食店、学校等からの事業系ごみも含まれます。



※1: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※2: 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※3: 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

(参考:「平成 28 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」環境省)

### 4-3 数値指標

#### 1 本計画における総括指標

指標	現状値 (H28年度)	目標値 (R8年度)
海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度 (市政世論調査)	51.4%	60%

#### 2 各個別目標における指標

個別目標	指標	現状値 (H28年度)	目標値 (R8年度)	担当課
1-1 大気環境の保全				
環境基準達成率	二酸化硫黄	100%	100%	環境政策課
	二酸化窒素	100%		
	浮遊粒子状物質(SPM)	100%		
光化学オキシダントの注意報発令回数		0回	0回	環境政策課
微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の発令回数		0回	0回	
1-2 水環境・土壌環境の保全				
公共用水域(河川)環境基準達成率		77.8%	100%	環境政策課
1-3 騒音・振動・悪臭の防止				
騒音の環境基準達成率		86.1%	100%	環境政策課
1-4 ダイオキシン類による汚染の防止				
環境基準達成率		100%	100%	環境政策課
2-1 自然環境の保全				
公園清掃や花壇づくりなど地域の活動への参加率 (「参加している」又は「参加したい」の合計)		28% (H27年度)	40.1%	都市計画課
2-2 自然とふれあう機会の提供				
和歌山市民の森源流体験学習会の参加者数		72人	80人	環境政策課
3-1 地球温暖化対策の推進				
温室効果ガス排出量のH25年度比削減率 (市域の総排出量)		2.8%削減 (H26年度)	38%削減	環境政策課
3-2 循環型社会の形成				
一人一日あたりのごみ排出量 (資源を除く一般廃棄物)		920g/人・日	729g/人・日	一般廃棄物課

## 4-4 各主体の具体的な役割

本計画のめざすべき環境像「豊かな自然と共に生きる 環境にやさしいまち わかやま」を実現するためには、「4-2 施策の方向性」で示した施策を行政が主体となって推進することに加え、市民や事業者がそれぞれの立場で従来のライフスタイルを見直し、環境に配慮した行動に主体的に取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働しながら取組を進めていく必要があります。

より良い環境づくりのために、市民や事業者が主体となって進めるべき取組や、市民・事業者・行政が連携し、協働で進めるべき取組について、主なものを示します。

### 基本目標 1 生活環境の保全 安心・安全に暮らせるまち

#### ◆市民の取組

- アイドリングストップなどのエコドライブや、米のとぎ汁や調理くず、油等をそのまま生活排水として流さないなど、日常生活において身のまわりからできることを行い、大気、水質の汚染防止に努めます。
- 騒音・振動・悪臭で近隣に迷惑をかけないように配慮するなど、生活マナーの向上に努めます。
- 日常生活が生活環境に与える影響について積極的に学び、正しい理解に努めます。

#### ◆事業者の取組

- 法令等を順守し、適切な施設管理を行い、大気、水質、土壌の汚染や騒音・振動・悪臭の発生を防止します。
- 事業活動が生活環境に与える影響について、社員研修を行うなど、意識の向上に努めます。

#### ◆協働の取組

- 生活排水対策指導員と連携し、地域住民と共に家庭でできる生活排水対策に努めます。
- 事業者と連携し、安心・安全に暮らせる生活環境の保全に努めます。

## 基本目標 2 自然環境の保全と創造 豊かな自然と共に生きるまち

### ◆市民の取組

- 生物多様性について正しく理解し、地域の生態系を乱さないよう外来生物の取扱いに十分注意し、自生する生物はむやみに持ち帰らないなど、自然を守るためのマナーの向上に努めます。
- 庭木の植栽や生垣の設置等、身のまわりの緑化に努めるとともに、地域の緑化活動や清掃活動に積極的に参加し、身近な水辺や緑を大切にします。
- 豊かな自然に親しみ、自然観察会等のイベントに積極的に参加することで、自然環境に対する意識の向上に努めます。

### ◆事業者の取組

- 事業活動による自然環境への負荷の低減に努め、開発行為に際しては自然環境が保たれるよう十分配慮します。
- 敷地や建物の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動や清掃活動等に対して協力・支援します。
- CSR活動として社員・家族参加型のレクリエーションを兼ねた環境保全活動などに取り組み、自然環境に対する意識の向上に努めます。

### ◆協働の取組

- 市民や事業者と連携し、重要な動植物等の生息、生育環境の保全や身近な緑化に努めます。
- 市民や事業者との協働による清掃活動等を推進します。





## 基本目標 3 地球環境の保全 持続可能な地球環境にやさしいまち

### ◆市民の取組

- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や、建物の省エネルギー性能の向上に努めます。
- 電気、ガス、燃料等の使用料を把握し、無駄にしないよう使い方や運用を改善することで、日常生活の中で省エネルギーを心がけます。
- 温室効果ガスの排出の少ない自動車を選んでエコドライブを心がけるとともに、可能な限り公共交通機関や自転車を利用します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や利用を検討します。
- 必要なものを必要な分だけ買い、不要なものでまだ使えるものは、人に譲るなどして再使用し、ごみの減量に努めます。
- ごみの分別を徹底するとともに、地域の資源集団回収に参加・協力し、再生資源として循環するように努めます。

### ◆事業者の取組

- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や、建物の省エネルギー性能の向上に努めます。
- 温室効果ガスの排出の少ない自動車を選んでエコドライブを心がけるとともに、エコ通勤の普及等により自動車利用の抑制に努めます。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や利用を検討します。
- 事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化、再利用及び再生利用に努めるとともに、法令等を順守し、廃棄物の適正処理に努めます。
- 商品の過剰包装を抑制するなど、環境に配慮した製品・サービスの提供に努めます。

### ◆協働の取組

- 交通事業者等と連携し、公共交通ネットワークの充実を図ります。
- 市民や事業者と連携し、公共の場の緑化を推進します。
- 市民によるごみ減量推進員制度の活用等によって意識啓発に努めます。
- 事業者との連携により、廃棄物の適正処理、適正管理に努めます。

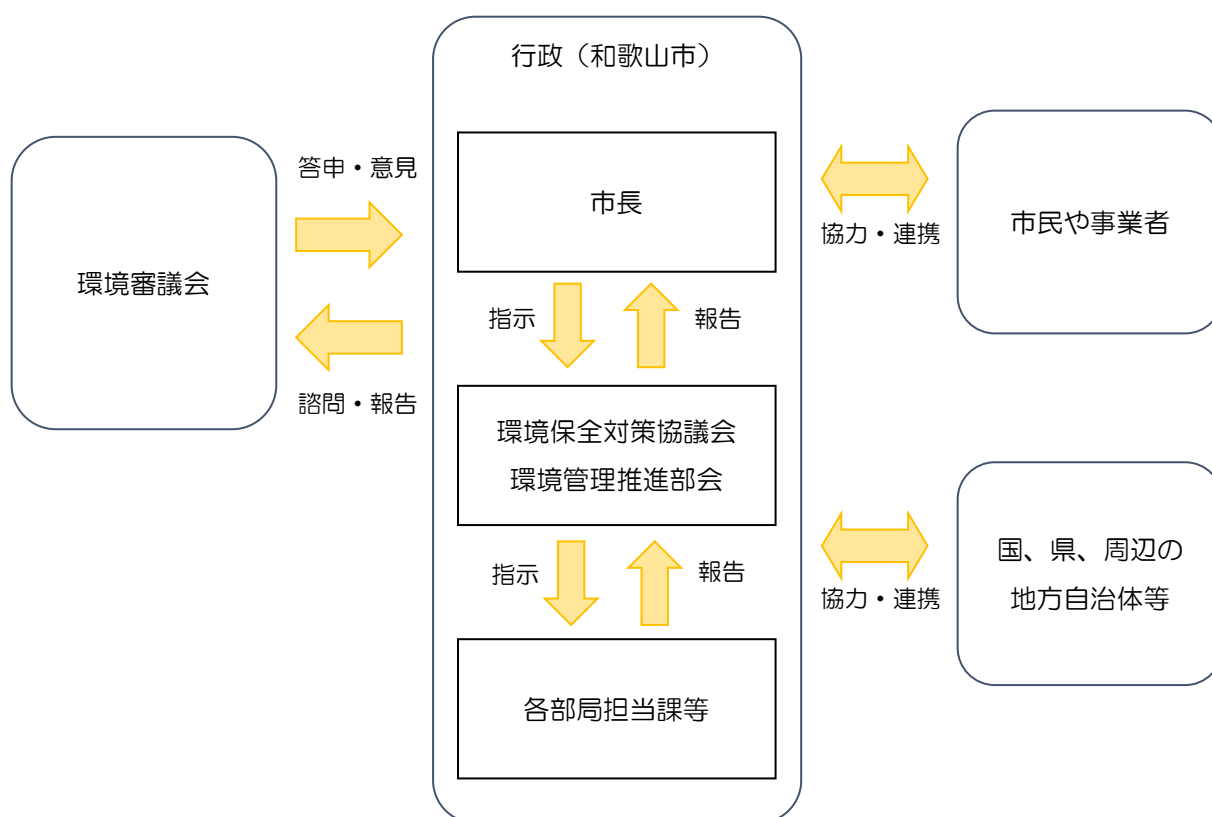
## 第5章 計画の推進

### 5-1 計画の推進体制

本計画を推進するため、附属機関である環境審議会を設置し、計画の策定・変更について市長の諮問に応じて答申を行い、また計画の進捗状況に対して意見や提言を行うなど、環境保全に関する基本的事項の審議を行います。庁内組織である環境保全対策協議会及び環境管理推進部会では、本計画の施策・事業の実施や、その他の環境行政における施策の総合的推進に関する事項についての調整を行います。

広域的な取組を必要とする事項については、国、県及び周辺の地方自治体等と連携した取組を推進します。

また、市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、連携しながら協働の取組を進めます。



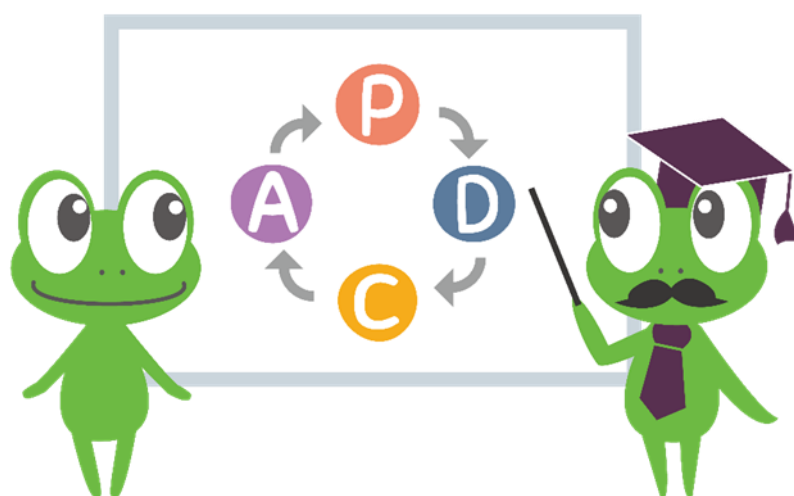
第3次和歌山市環境基本計画の推進体制

## 5-2 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向け、【Plan】施策（計画）の設定、【Do】施策の実施、【Check】施策の進捗状況の把握・評価、【Act】施策の評価を踏まえた施策（計画）の見直し、のPDCAサイクルにより、継続的、効果的な進行管理を行います。

毎年度、各部局担当課等による施策の進捗状況や各種指標、目標達成の状況を取りまとめ、和歌山市環境審議会に報告します。審議会での審議や評価を受け、年次報告書として公表するとともに次年度以降の施策へ反映させ、さらなる取組を推進します。

また、市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。



# 資料編

---

# 1 環境基準

## 1-1 大気汚染

### ●大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。

#### 【備考】

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらぬよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

### ●有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

#### 【備考】

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

## ●微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

### 【備考】

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## 1-2 水質汚濁

### ●水質汚濁に係る環境基準

#### ①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

### 【備考】

1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。



②生活環境の保全に関する環境基準

1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	第1の 2の(2) により 水域類 型ごと に指定 する水 域
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	-	

【備考】

1. 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの 欄に掲げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚子の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	

資料編

生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

【備考】

基準値は、年間平均値とする。（海域もこれに準ずる。）

2) 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、 水浴、自然 環境保全及 びB以下の 欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
B	水産2級、 工業用水及 びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-	

【備考】

水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2)に より水域類型ご とに指定する水 域
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下	

【備考】

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量	該当水域
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

【備考】

基準値は、日間平均値とする。

●地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。

PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

【備考】

基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

### 1-3 土壌汚染

●土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。

チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

【備考】

有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

## 1-4 騒音

### ●騒音に係る環境基準

#### （一般の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

（注）

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### （道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

【備考】

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

#### （幹線交通を担う道路に近接する空間における特例）

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

【備考】

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

## 1-5 ダイオキシン類

- ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

### 【備考】

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
3. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。



## 2 和歌山市環境基本条例

平成8年12月20日条例第56号

改正 平成25年3月26日条例第16号

改正 平成27年3月19日条例第2号

### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第8条）

第2節 環境基本計画（第9条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第10条—第23条）

第4章 地球環境保全の推進（第24条）

第5章 環境審議会（第25条—第32条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第8条において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境及び市民と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施に当たっては、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、海、川、水辺地等における多様な自然環境を積極的に保全し、市民と自然が共生する快適な環境を創造すること。

- (3) 水や緑に親しむことのできる都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の保全を図り、快適な生活環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進し、地球環境保全に貢献できる環境にやさしい社会を構築すること。
- (5) 環境の保全及び創造に関して効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

## 第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる和歌山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的事項について、あらかじめ、第25条に規定する和歌山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

（規制の措置）

第11条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（協定の締結）

第12条 市は、環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、事業者と協定を締結することができる。

2 協定を締結した事業者は、当該協定を遵守しなければならない。

（施設の整備その他の事業の推進）

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等）

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、廃棄物の減量、エネルギーの効率的な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（教育及び学習の振興等）

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の支援）

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第17条 市は、第15条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等並びに前条の民間団体等の自発的な活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（民間団体等の参加等の推進）

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、民間団体等の参加及び協力を促すため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（調査研究の実施）

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究の実施に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（施策の推進体制の整備等）

第21条 市は、その機関相互の連携を緊密にするとともに、施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、民間団体等と協力して取り組むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 地球環境保全の推進

第24条 市は、地球環境保全に貢献するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第5章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第25条 本市に、和歌山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第4項に規定する事項を処理すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第27条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、市民環境局環境部において処理する。

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



### 3 和歌山市環境審議会 委員名簿

平成 30 年 2 月

氏 名	役 職 名	備 考
石井 太郎	和歌山市自治会連絡協議会会長	
金丸 富子	海や川を美しくする市民会議会長	
川端 寛	和歌山市医師会理事	
北野 栄作	和歌山弁護士会公害対策・環境保全対策委員会委員長	
木村 生子	市民公募委員	
桑田 和浩	市民公募委員	
堰本 信子	和歌山市婦人団体連絡協議会会長	
千森 督子	和歌山信愛女子短期大学生活文化学科教授	
寺沢 直樹	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長	
仁藤 伸昌	近畿大学生物理工学部地域交流センター長	会長
野田 寛芳	和歌山商工会議所専務理事	
吉田 登	国立大学法人和歌山大学システム工学部教授	

### 4 和歌山市環境保全対策協議会 委員名簿

平成 30 年 2 月

局 名	役 職 名	備 考
市長公室	市長公室長	
総務局	総務局長	
危機管理局	危機管理局長	
財政局	財政局長	
市民環境局	市民環境局長	会長
健康局	健康局長	
福祉局	福祉局長	
産業まちづくり局	産業まちづくり局長	
建設局	建設局長	
出納室	会計管理者	
議会事務局	議会事務局長	
水道局	水道局長	
消防局	消防局長	
教育局	教育局長	

## 5 和歌山市環境管理推進部会 部会委員名簿

平成 30 年 2 月

局 名	役 職 名	備 考
市長公室	政策調整部長	
総務局	総務部長	
総務局	企画部長	
危機管理局	危機管理部長	
財政局	財政部長	
財政局	税務部長	
市民環境局	市民部長	
市民環境局	環境部長	部会長
健康局	保険医療部長	
健康局	健康推進部長	
福祉局	社会福祉部長	
福祉局	こども未来部長	
産業まちづくり局	産業部長	
産業まちづくり局	観光国際部長	
産業まちづくり局	農林水産部長	
産業まちづくり局	都市計画部長	
建設局	建設総務部長	
建設局	道路部長	
建設局	住宅部長	
建設局	下水道部長	
出納室	出納室長	
議会事務局	議会事務局副局長	
水道局	経営管理部長	
水道局	工務部長	
消防局	消防局副局長	
教育委員会	教育総務部長	
教育委員会	学校教育部長	
教育委員会	生涯学習部長	
監査委員	監査事務局長	
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局長	
人事委員会	人事委員会事務局長	
農業委員会	農業委員会事務局長	

## 6 第3次和歌山市環境基本計画の策定経緯

平成28年度	
日付	策定経緯
平成28年8月16日	平成28年度第1回和歌山市環境管理推進部会 第2次和歌山市環境基本計画後期計画年次報告（平成27年度）について
平成28年8月16日	平成28年度第1回和歌山市環境保全対策協議会 第2次和歌山市環境基本計画後期計画年次報告（平成27年度）について
平成28年8月29日	平成28年度第1回和歌山市環境審議会 第2次和歌山市環境基本計画後期計画年次報告（平成27年度）について
平成28年10月1日 ～同年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山市の環境に関する市民意識調査</li> <li>第2次和歌山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に向けた事業者意識調査</li> </ul>
平成28年12月22日	平成28年度第2回和歌山市環境審議会 第3次和歌山市環境基本計画の策定について
平成29年2月22日	平成28年度第3回和歌山市環境審議会 第3次和歌山市環境基本計画 骨子（案）の策定について
平成29年度	
日付	策定経緯
平成29年7月27日	平成29年度第1回和歌山市環境管理推進部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次和歌山市環境基本計画（素案）の概要について</li> <li>第2次和歌山市環境基本計画後期計画年次報告（平成28年度）について</li> </ul>
平成29年7月28日	平成29年度第1回和歌山市環境保全対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次和歌山市環境基本計画（素案）の概要について</li> <li>第2次和歌山市環境基本計画後期計画年次報告（平成28年度）について</li> </ul>
平成29年8月30日	平成29年度第1回和歌山市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2次和歌山市環境基本計画後期計画年次報告（平成28年度）について</li> <li>第3次和歌山市環境基本計画の策定について（諮問）</li> </ul>
平成29年10月2日	平成29年度第2回和歌山市環境審議会 第3次和歌山市環境基本計画の策定について
平成29年10月27日 ～同年11月27日	市民意見募集（パブリックコメント） 第3次和歌山市環境基本計画（素案）に対する意見募集について
平成29年12月22日	平成29年度第3回和歌山市環境審議会 第3次和歌山市環境基本計画の策定について
平成30年2月6日	環境審議会の答申

## 7 諮問・答申

### 7-1 諮問

和 環 第454号  
平成29年8月30日  
(2017年)

和歌山市環境審議会会長 様

和歌山市長 尾花 正啓

第3次和歌山市環境基本計画策定について（諮問）

和歌山市環境基本条例（平成8年12月20日条例第56号）第9条第4項の規定に基づき、第3次和歌山市環境基本計画策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

## 7-2 答申

平成30年2月6日  
(2018年)

和歌山市長 尾花正啓 様

和歌山市環境審議会  
会長 仁藤 伸昌

### 第3次和歌山市環境基本計画について（答申）

平成29年8月30日付け、和環第454号で諮問のありました第3次和歌山市環境基本計画について、当審議会では慎重なる審議を重ねた結果、別添の第3次和歌山市環境基本計画（案）をもって答申します。

## 8 市民意識調査結果

### ◇実施概要

- ・調査対象：住民基本台帳に登録されている満 18 歳以上の市民から無作為に抽出した男女 1500 人
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・配布数：1500 件
- ・回収数：561 件
- ・回収率：37.4%
- ・調査期間：平成 28 年 10 月 1 日～10 月 20 日

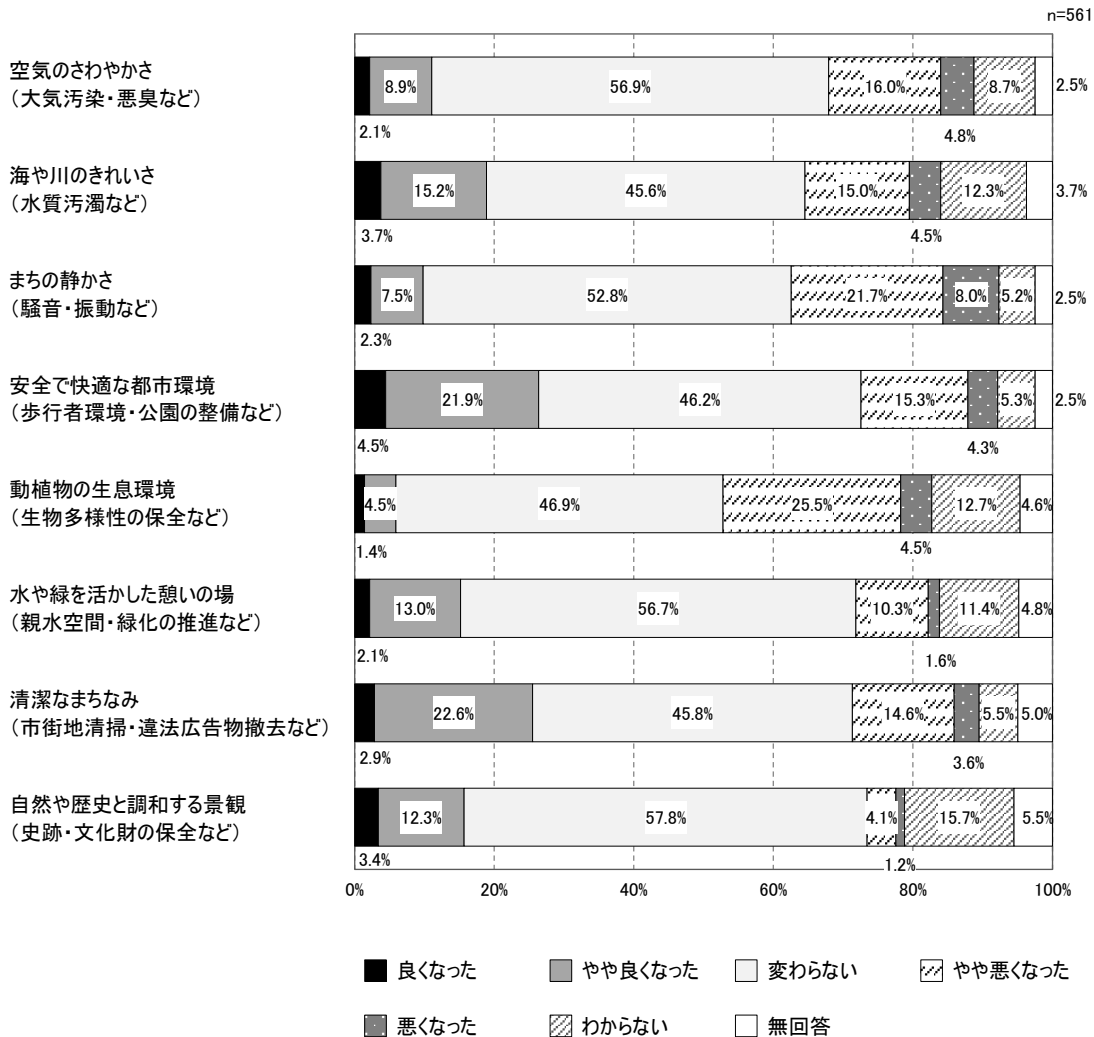
### ◇調査結果

#### アンケート集計・解析手法に関する注意事項

- ・アンケート調査結果における各設問の回答数 n (Number of cases の略) は、設問に対する有効回答者数を示す。
- ・各選択肢の構成比 (%) は小数点第 2 位以下を四捨五入している。このため、択一式の回答については構成比の合計が 100%にならない場合がある。
- ・複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が 100%を超える場合がある。

### <10 年前と比較した住まいの地域の環境>

8 項目のうち、「良くなった」又は「やや良くなった」と回答した割合が多いのは、「安全で快適な都市環境」で合計 26.4%、次いで「清潔なまちなみ」で 25.5%であった。「悪くなった」又は「やや悪くなった」と回答した割合が多いのは「動植物の生息環境」で 30.0%、次いで「まちの静かさ」で 29.7%であった。

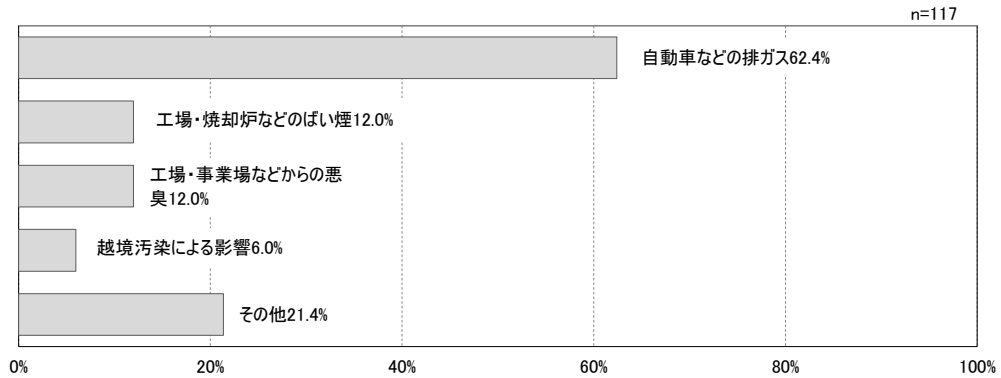




●「やや悪くなった」又は「悪くなった」と感じた理由

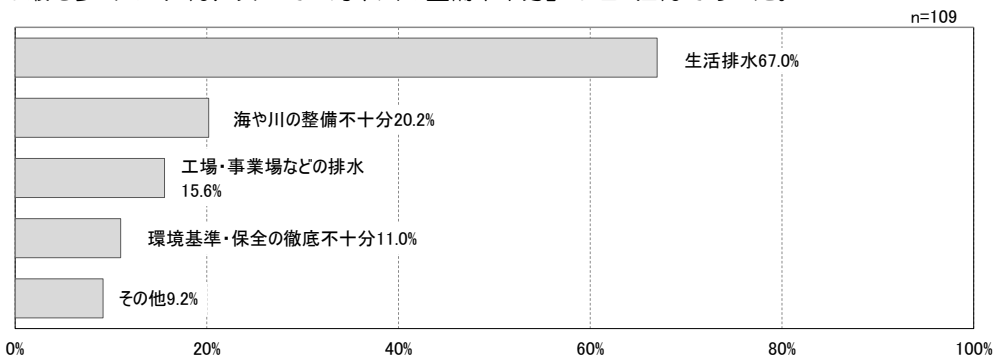
**空気のさわやかさ(大気汚染・悪臭など)**

「自動車などの排ガス」が最も多く62.4%、次いで「その他」が21.4%であった。



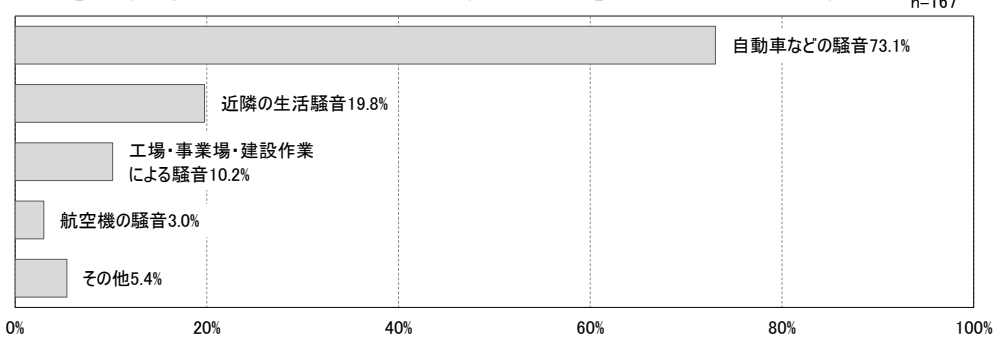
**海や川のきれいさ(水質汚濁など)**

「生活排水」が最も多く67.0%、次いで「海や川の整備不十分」が20.2%であった。



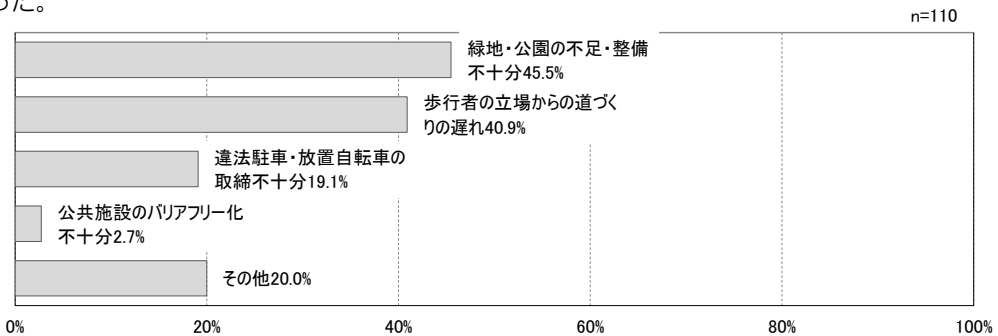
**まちの静かさ(騒音・振動など)**

「自動車などの騒音」が最も多く73.1%、次いで「近隣の生活騒音」が19.8%であった。



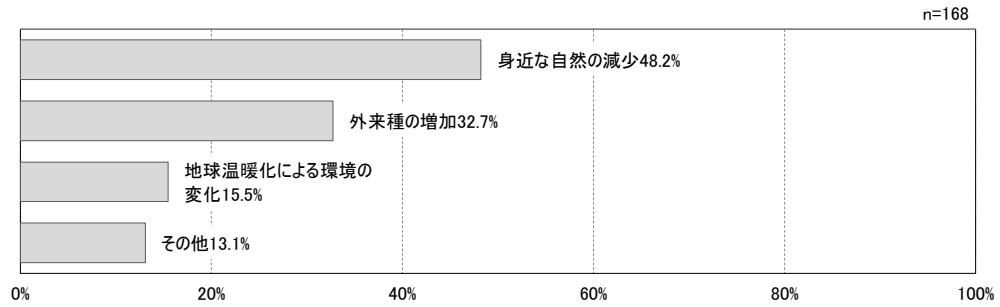
**安全で快適な都市環境(歩行者環境・公園の整備など)**

「緑地・公園の不足・整備不十分」が最も多く45.5%、次いで「歩行者の立場からの道づくりの遅れ」が40.9%であった。



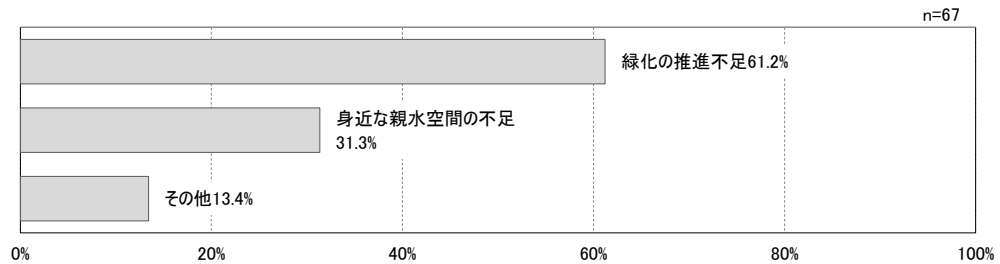
### 動植物の生息環境(生物多様性の保全など)

「身近な自然の減少」が最も多く 48.2%、次いで「外来種の増加」が 32.7%であった。



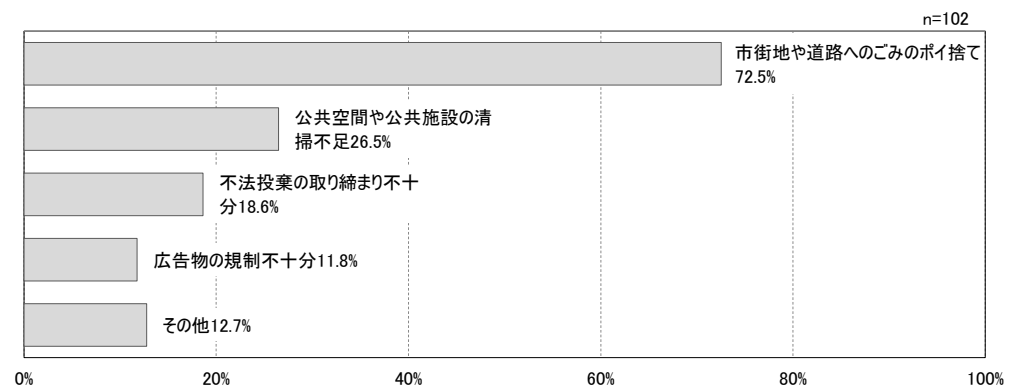
### 水や緑を活かした憩いの場(親水空間・緑化の推進など)

「緑化の推進不足」が最も多く 61.2%、次いで「身近な親水空間の不足」が 31.3%であった。



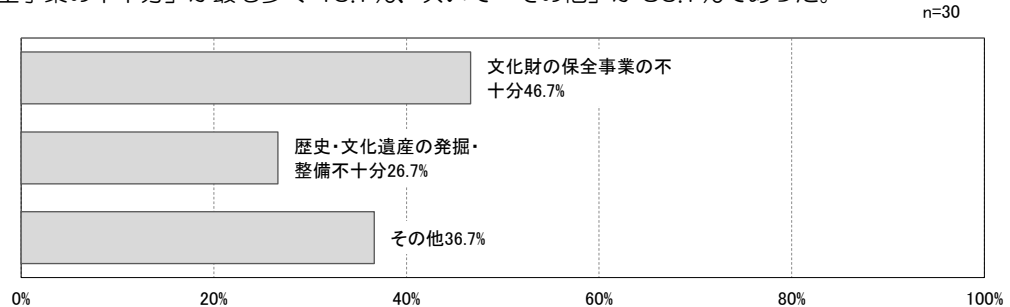
### 清潔なまちなみ(市街地清掃・違法広告物撤去など)

「市街地や道路へのゴミのポイ捨て」が最も多く 72.5%、次いで「公共空間や公共施設の清掃不足」が 26.5%であった。



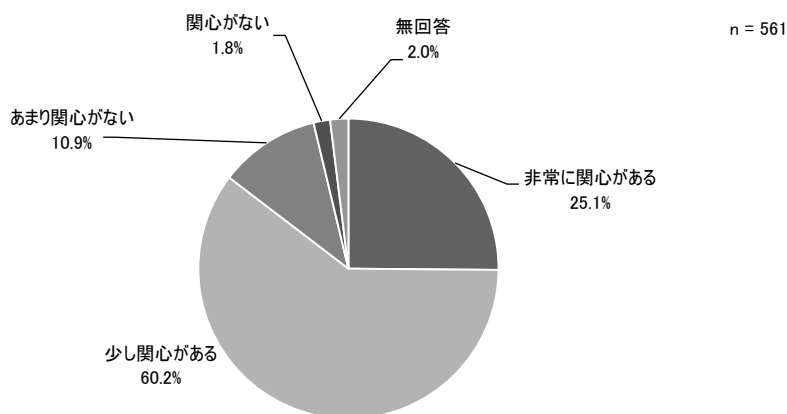
### 自然や歴史と調和する景観(史跡・文化財の保全など)

「文化財の保全事業の不十分」が最も多く 46.7%、次いで「その他」が 36.7%であった。



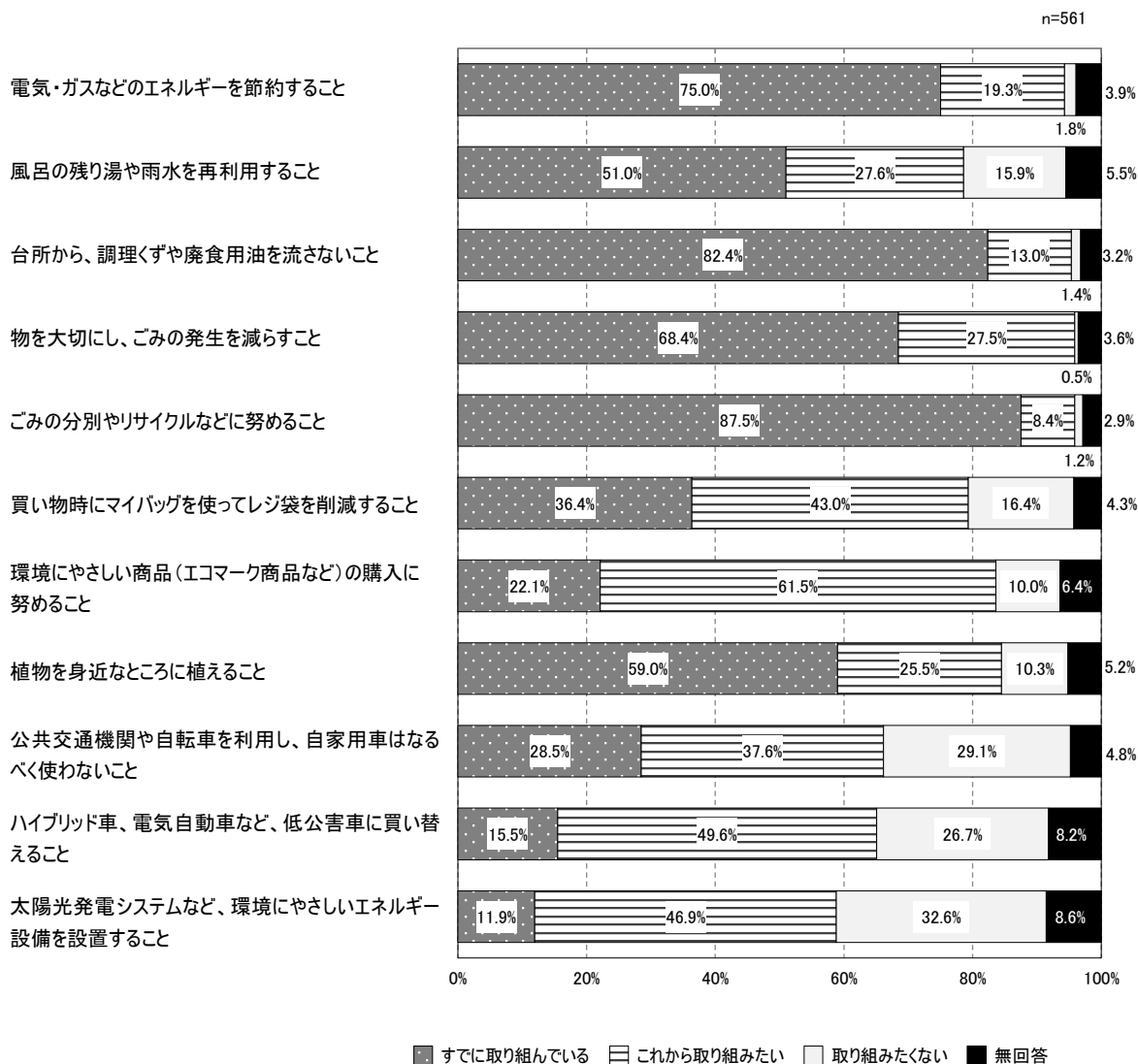
### <環境問題への関心>

「少し関心がある」が最も多く 60.2%、次いで「非常に関心がある」が 25.1%であった。



### <環境に負担をかけないための取組>

すでに取り組んでいると回答した比率は、「ごみの分別やリサイクルなどに努めること」が最も多く 87.5%、次いで「台所から、調理くずや廃食油を流さないこと」が 82.4%であった。



資料編

### <家庭での自動車の所有状況>

所有する自動車の合計台数については、「軽自動車」が最も多く計 385 台、次いで「その他の車両」が計 369 台であった。買い替えの際に購入したい車種については「ハイブリッド車」が最も多く 133 人、次いで「電気自動車」が 51 人であった。

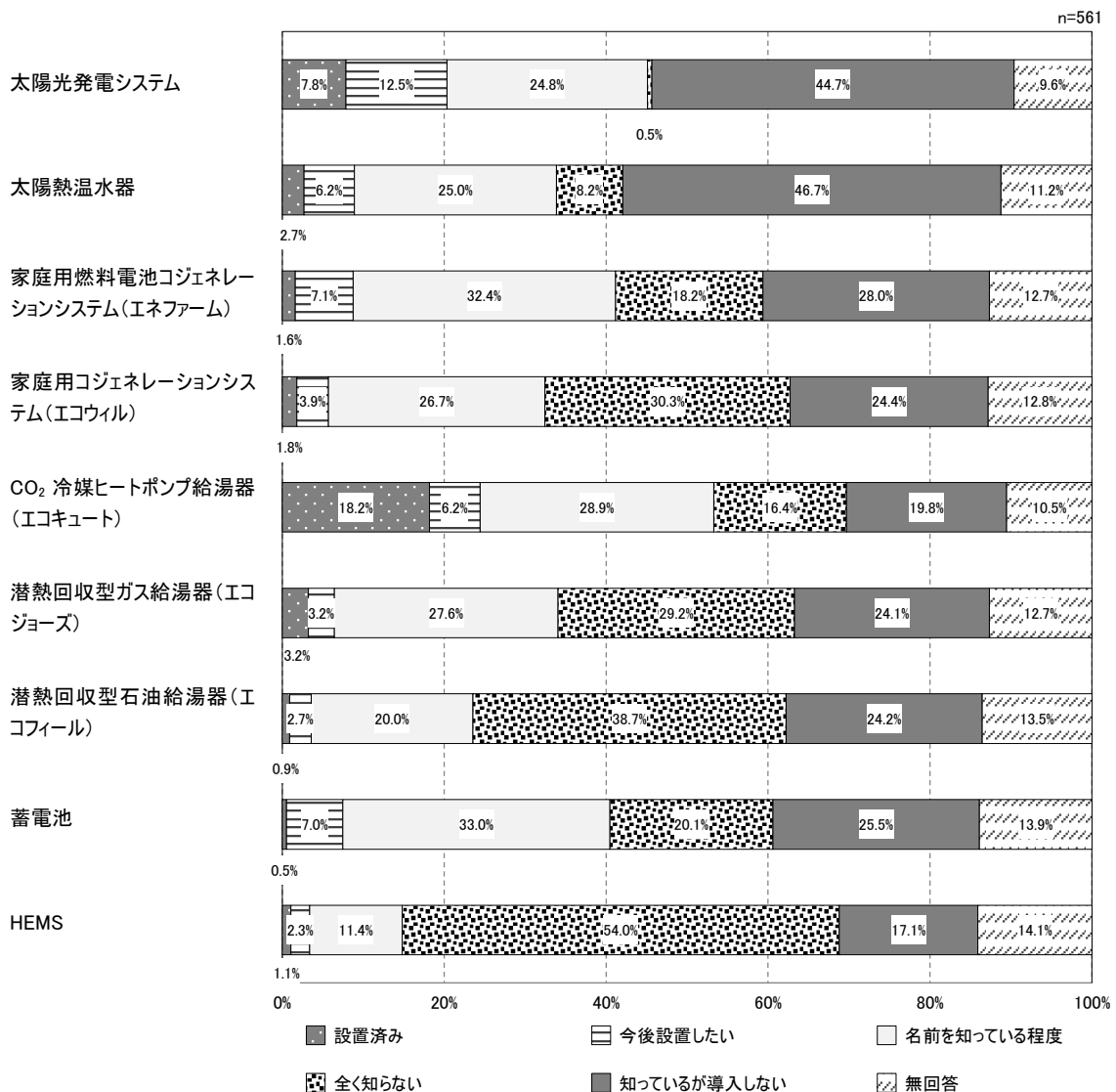
また車種別に 1 台以上所有している比率では、「軽自動車」が最も多く 52.4%、次いで「その他の車両」が 49.9%であった。

	所有している(人)				所持率(%)	今後買いたい(人)
	1台	2台	3台	4台		
1 ハイブリッド車	71	7	0	0	13.9	133
2 電気自動車	3	0	0	0	0.5	51
3 燃料電池自動車	3	0	0	0	0.5	17
4 クリーンディーゼル車	10	1	0	0	2.0	14
5 ディーゼル車	6	1	1	0	1.4	4
6 軽自動車	222	57	11	4	52.4	48
7 1~6以外の車両	208	57	13	2	49.9	14

n=561

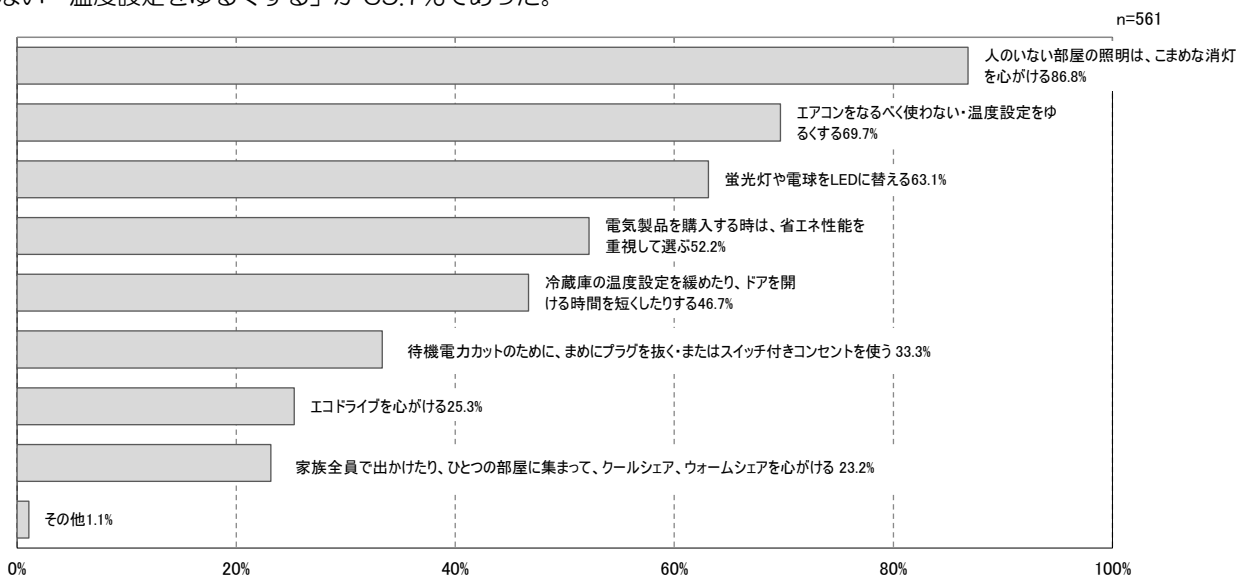
### <家庭でのエネルギー設備などの設置状況>

設置済みと回答したのは、「CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)」が最も多く 18.2%、次いで「太陽光発電システム」が 7.8%であった。



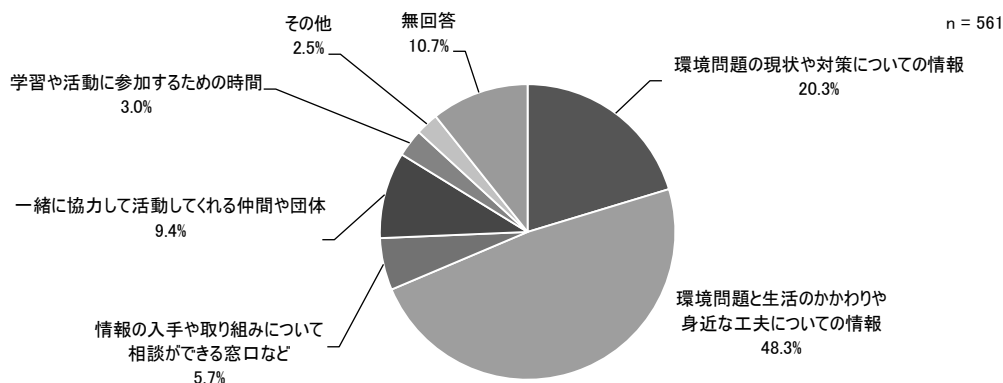
### <省エネに関する取り組み>

「人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がける」が最も多く 86.8%、次いで「エアコンをなるべく使わない・温度設定をゆるくする」が 69.7%であった。



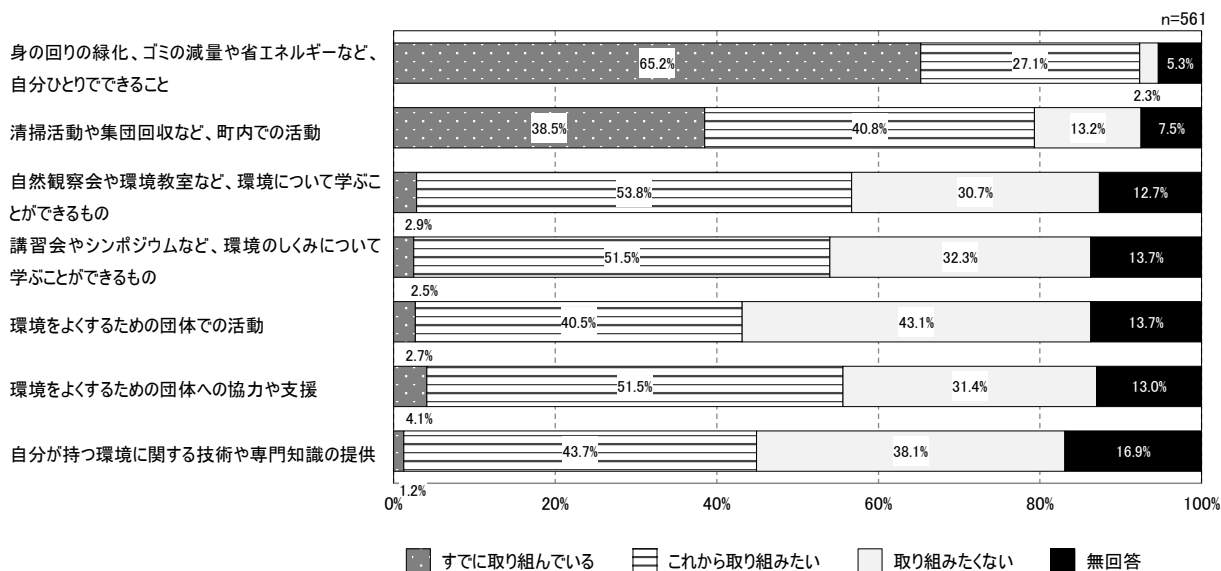
### <環境保全に関する行動を起こすのに必要なもの>

「環境問題と生活のかかわりや身近な工夫についての情報」が最も多く 48.3%、次いで「環境問題の現状や対策についての情報」が 20.3%であった。



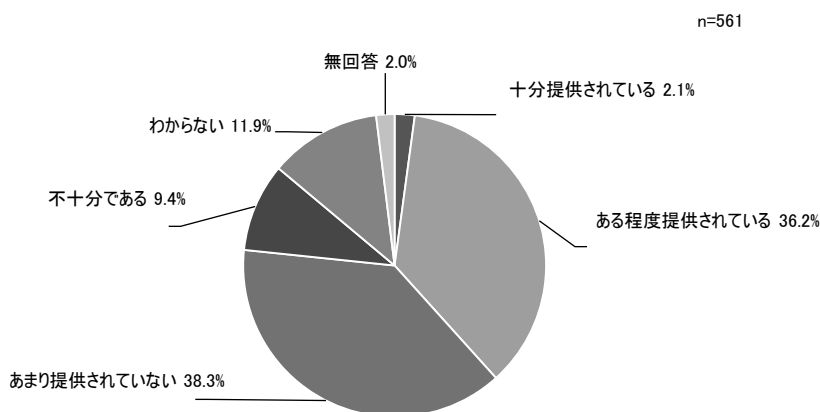
### <環境保全のための活動への参加>

すでに取り組んでいると回答した比率は、「身の回りの緑化、ゴミの減量や省エネルギーなど、自分ひとりで行えること」が最も多く 65.2%、次いで「清掃活動や集団回収など、町内での活動」が 38.5%であった。



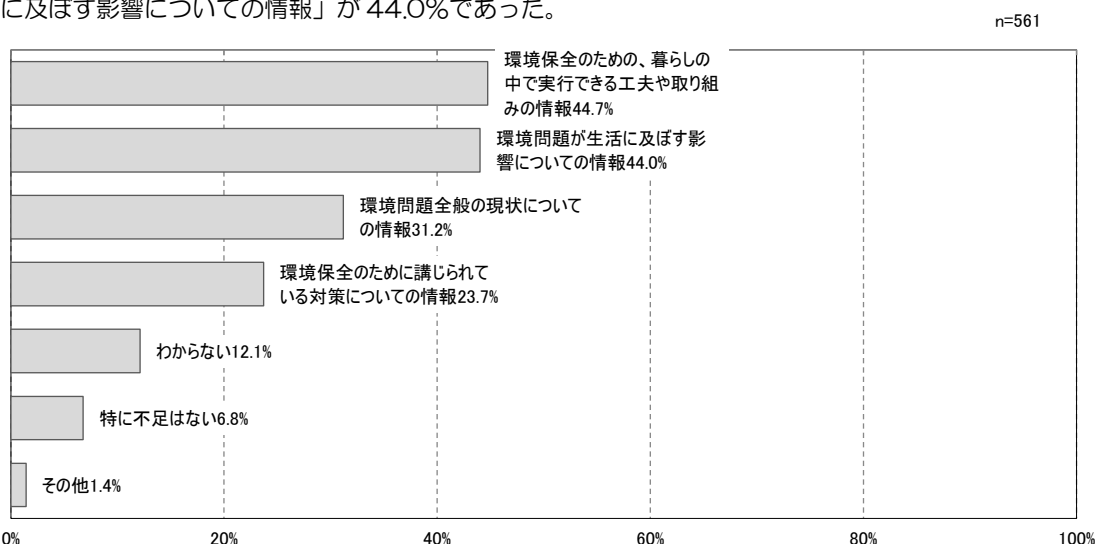
### <環境問題に関する情報の提供>

「あまり提供されていない」が最も多く 38.3%、次いで「ある程度提供されている」が 36.2%であった。



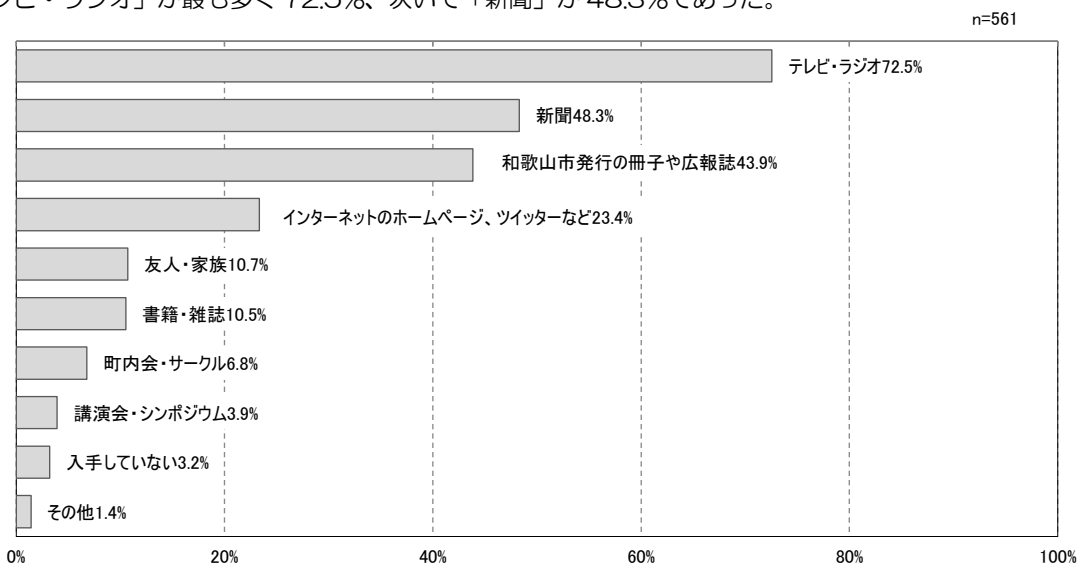
### <環境問題に関して不足している情報>

「環境保全のための、暮らしの中で実行できる工夫や取り組みの情報」が最も多く 44.7%、次いで「環境問題が生活に及ぼす影響についての情報」が 44.0%であった。



### <環境問題に関する情報や知識の入手方法>

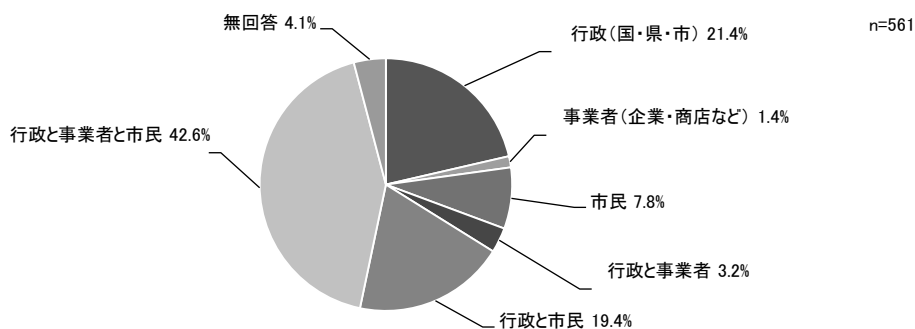
「テレビ・ラジオ」が最も多く 72.5%、次いで「新聞」が 48.3%であった。





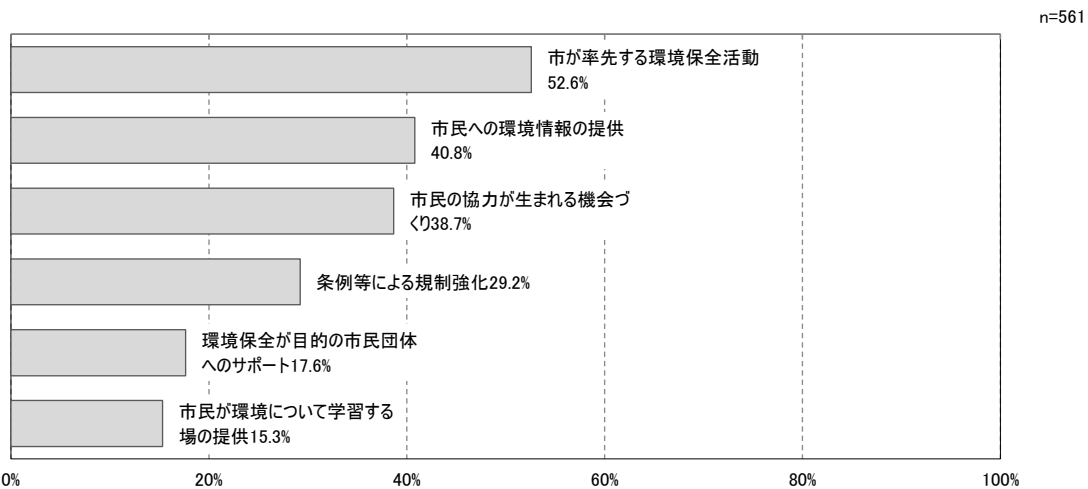
### <環境を守り・育てていくための行動の主体>

「行政と事業者と市民」が最も多く 42.6%、次いで「行政（国・県・市）」が 21.4%であった。



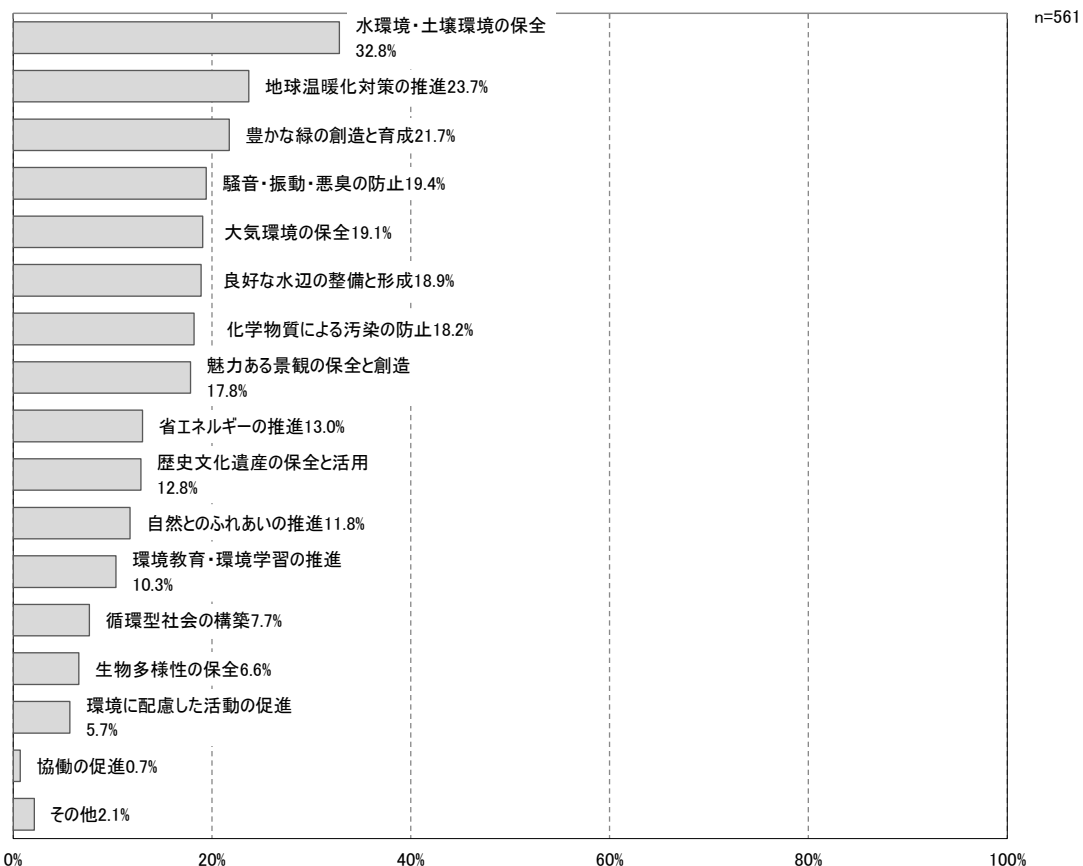
### <環境に関して行政に望むこと>

「市が率先する環境保全活動」が最も多く 52.6%、次いで「市民への環境情報の提供」が 40.8%であった。



### <環境づくりのための重点施策>

「水環境・土壌環境の保全」が最も多く 32.8%、次いで「地球温暖化対策の推進」が 23.7%であった。



## 9 事業者意識調査結果

### ◇実施概要

- ・調査対象：市内の大規模事業所から 50 事業所、大規模事業所以外の従業者 4 人以上の事業所から無作為に抽出した 500 事業所（計 550 事業所）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・配布数：550 件
- ・回収数：142 件
- ・回収率：25.8%
- ・調査期間：平成 28 年 10 月 1 日～10 月 20 日

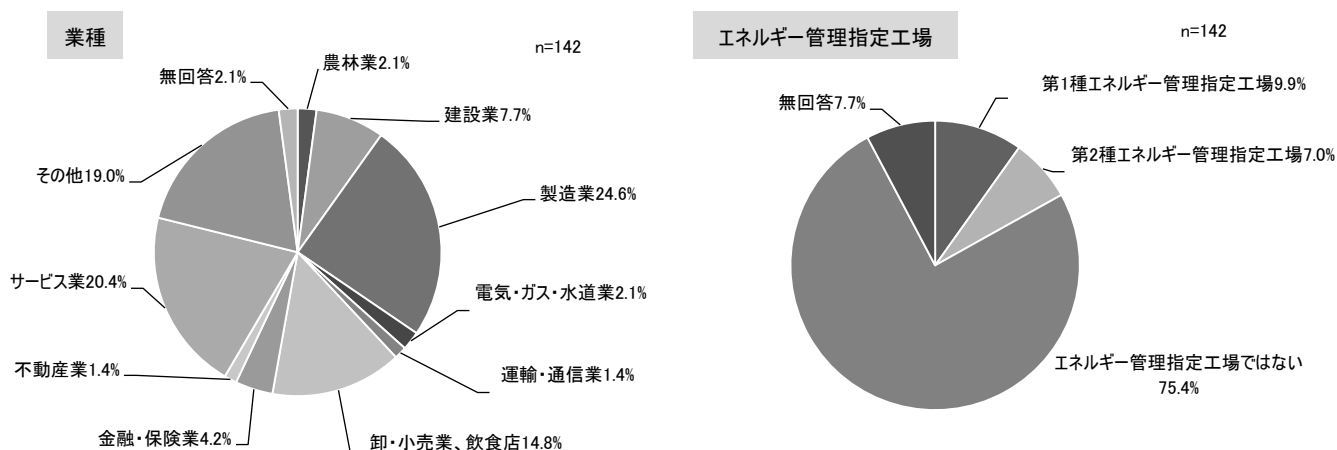
### ◇調査結果

#### アンケート集計・解析手法に関する注意事項

- ・アンケート調査結果における各設問の回答数 n（Number of cases の略）は、設問に対する有効回答者数を示す。
- ・各選択肢の構成比（%）は小数点第 2 位以下を四捨五入している。このため、択一式の回答については構成比の合計が 100%にならない場合がある。
- ・複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が 100%を超える場合がある。

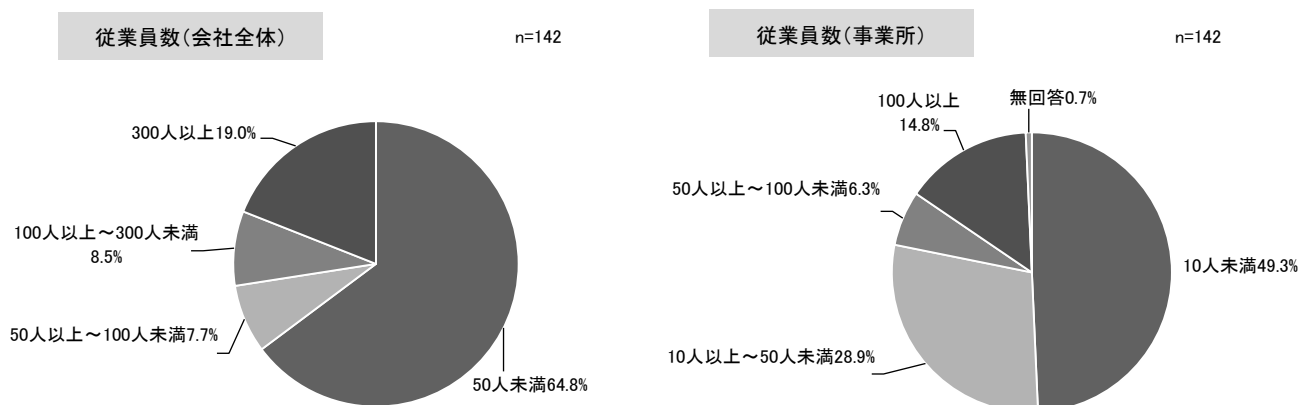
#### <業種・エネルギー管理指定工場>

回答者のうち、業種は「製造業」が最も多く 24.6%、次いで「サービス業」が 20.4%であった。「その他」には、病院・教育機関や公益財団などと回答されている。また、回答者のうち、省エネルギー法に基づく「第 1 種エネルギー管理指定工場」が 9.9%、「第 2 種エネルギー管理指定工場」が 7.0%であった。



#### <従業員数>

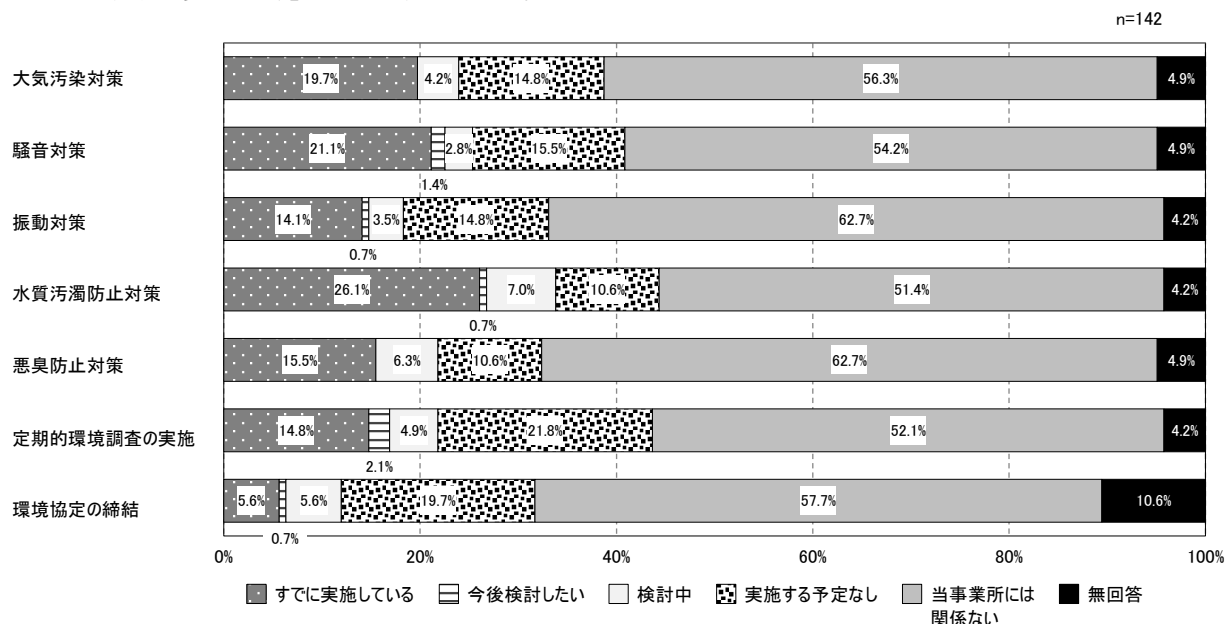
回答者のうち、会社全体での従業員数は「50 人未満」が最も多く 64.8%、次いで「300 人以上」が 19.0%であった。また、事業所の従業員数は「10 人未満」が最も多く 49.3%、次いで「10 人以上～50 人未満」が 28.9%であった。



<環境活動の状況>

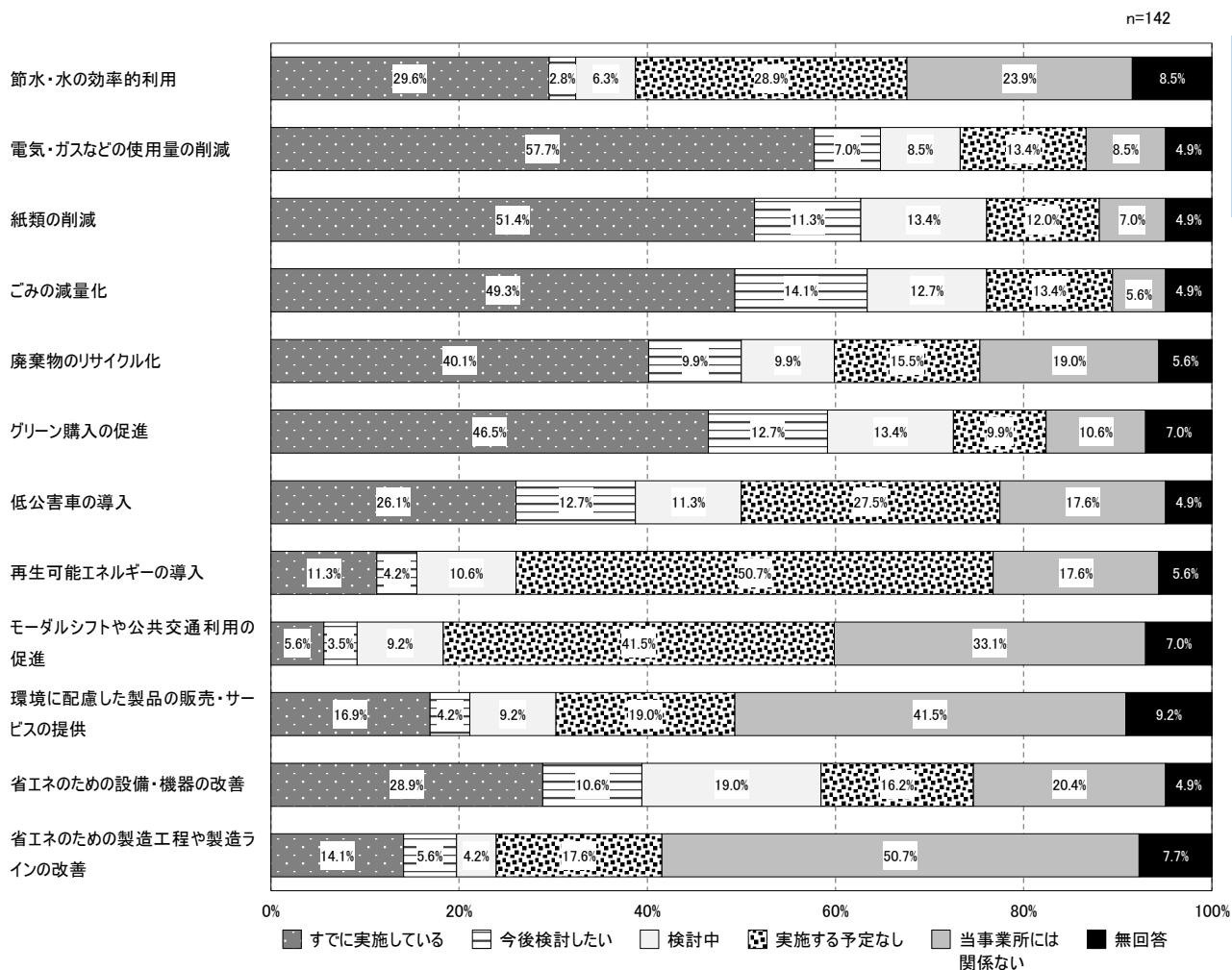
○公害防止活動

「すでに実施している」の割合が最も大きかったのは、「水質汚濁防止対策」で、26.1%、次いで「騒音対策（防音壁の設置、消音装置など）」の21.1%であった。



○省エネ・省資源活動

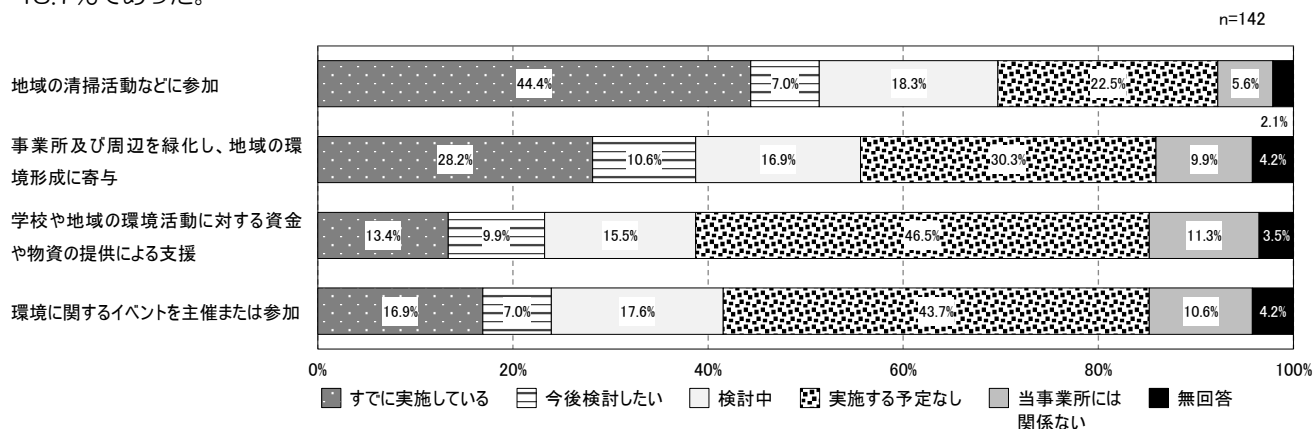
「節水・水の効率的利用」、「電気・ガスなどの使用量の削減」、「紙類の削減」、「ごみの減量化」、「廃棄物のリサイクル化」、「グリーン購入の促進」、「省エネのための設備・機器の改善」については「すでに実施している」が最も多かった。その内、割合が最も大きかったのは「電気・ガスなどの使用量の削減」であり、57.7%、次いで「紙類の削減」で51.4%であった。



## <環境活動の状況>

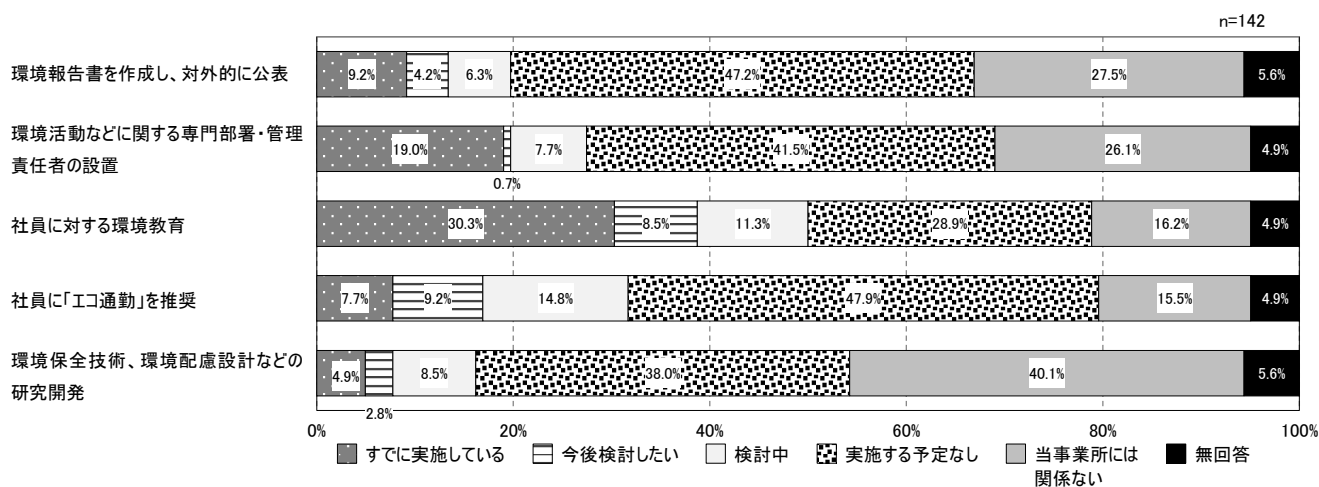
### ○環境活動への参画・支援

「地域の清掃活動などに参加」については、「すでに実施している」が最も多く 44.4%であった。それ以外の項目については「実施する予定なし」が最も多かった。その内、割合が最も大きかったのは、「学校や地域の環境活動に対する資金や物資の提供による支援」で 46.5%、次いで「環境に関するイベントを主催または参加」で 43.7%であった。



### ○事業所としての取り組みへの参画・支援

「社員に対する環境教育」については、「すでに実施している」が最も多く、30.3%であった。「環境報告書を作成し、対外的に公表」、「環境活動などに関する専門部署・管理責任者の設置」、「社員に「エコ通勤」を推奨」については、「実施する予定なし」が最も多く、その内、割合が最も大きかったのは「社員に「エコ通勤」を推奨」で 47.9%、次いで「環境報告書を作成し、対外的に公表」で 47.2%であった。「環境保全技術、環境配慮設計などの研究開発」については、「当事業所には関係ない」が最も多く、40.1%であった。

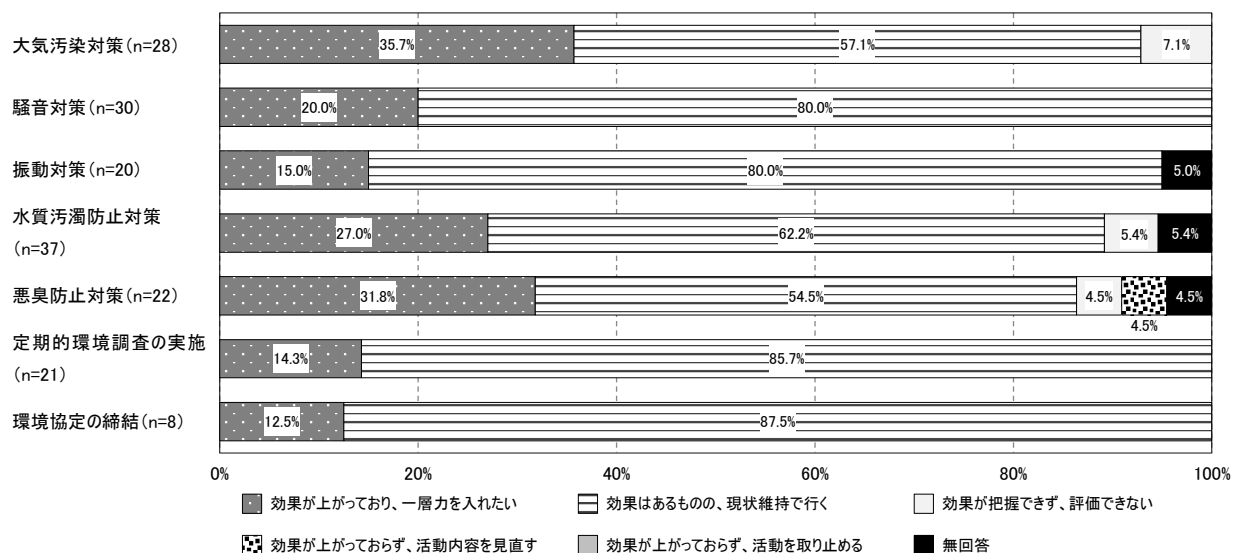


## <環境活動への評価>

### ○公害防止活動

全ての項目で「効果はあるものの、現状維持で行く」が最も多く 50%以上を占めていた。

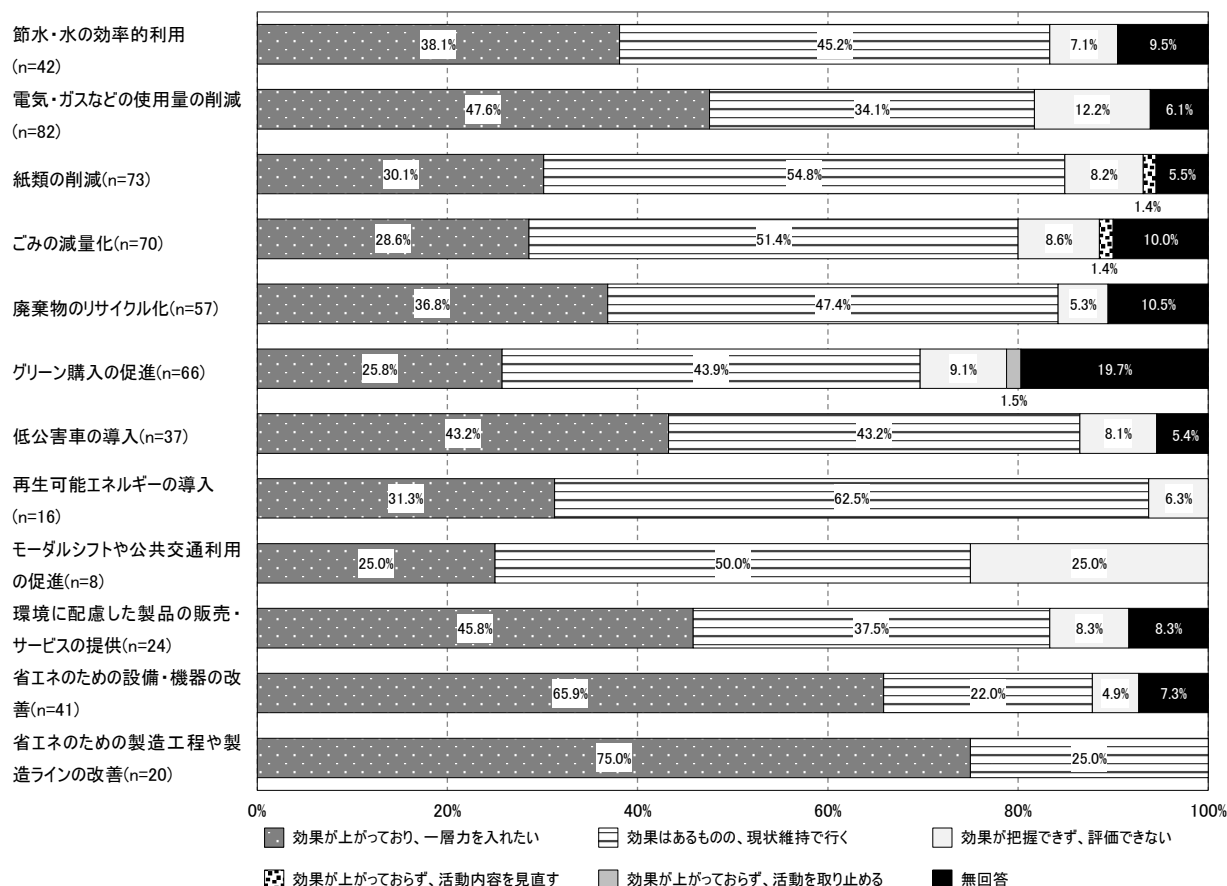
「効果はあるものの、現状維持で行く」の割合が最も大きかったのは、「環境協定の締結」で、87.5%、次いで「定期的環境調査の実施」で 85.7%であった。



### ○省エネ・省資源活動

「電気・ガスなどの使用量の削減」、「低公害車の導入」、「環境に配慮した製品の販売・サービスの提供」、「省エネのための設備・機器の改善」、「省エネのための製造工程や製造ラインの改善」については、「効果が上がっており、一層力を入れたい」が最も多かった。その内、割合が最も大きかったのは、「省エネのための製造工程や製造ラインの改善」で 75.0%、次いで「省エネのための設備・機器の改善」で 65.9%であった。

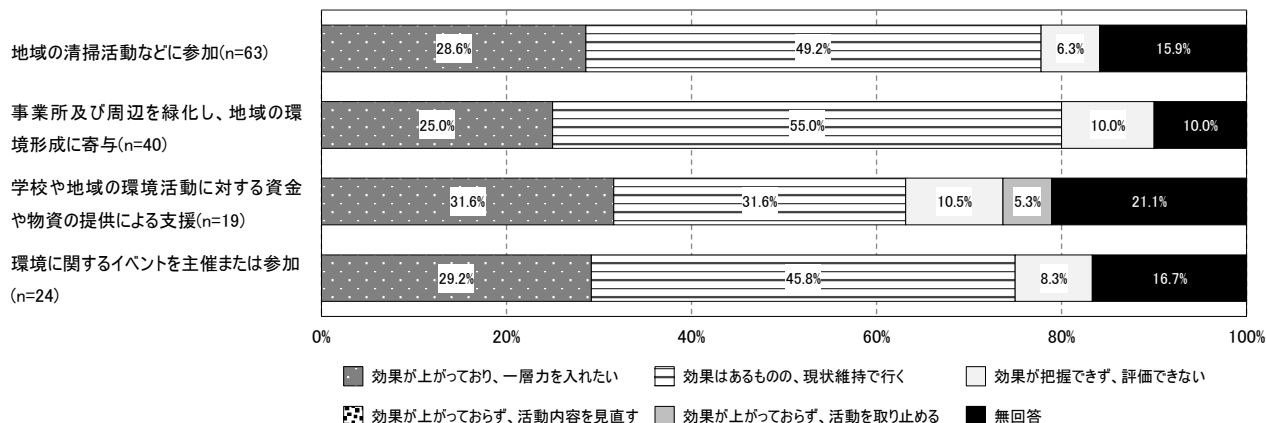
上記以外の項目は、「効果はあるものの、現状維持で行く」（「低公害車の導入」は「効果が上がっており、一層力を入れたい」と同値）が最も多かった。その内、割合が最も大きかったのは、「再生可能エネルギーの導入」で、62.5%、次いで「紙類の削減」で 54.8%であった。



## <環境活動への評価>

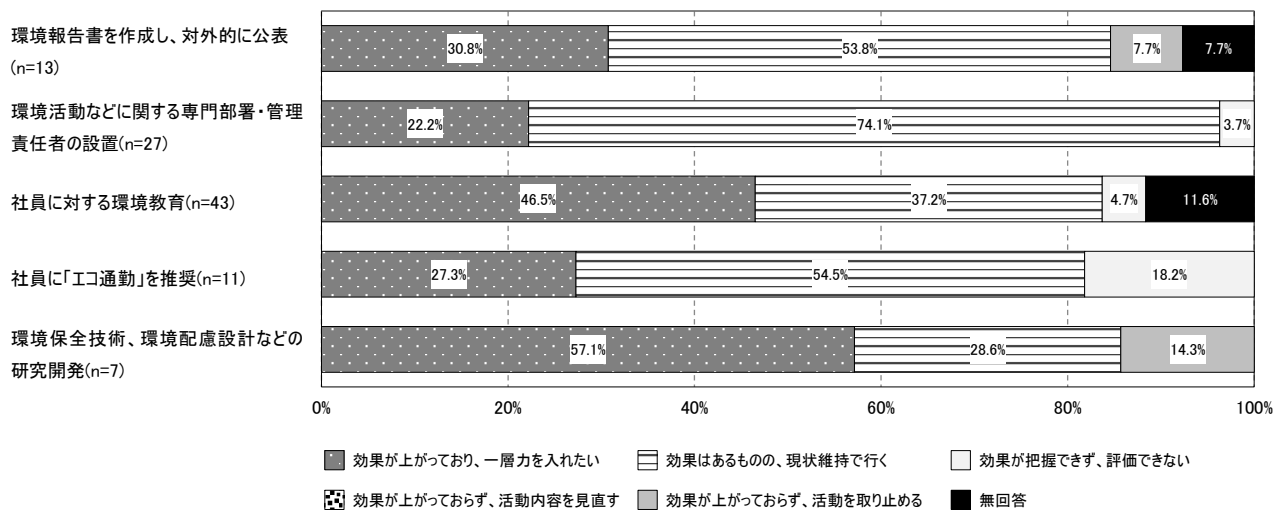
### ○環境活動への参画・支援

全ての項目で「効果はあるものの、現状維持で行く」が最も多かった。「学校や地域の環境活動に対する資金や物資の提供による支援」については、「効果が上がっており、一層力を入れたい」も同値であった。「効果はあるものの、現状維持で行く」という回答の割合が最も大きかったのは、「事業所及び周辺を緑化し、地域の環境形成に寄与」で55.0%、次いで「地域の清掃活動などに参加」で49.2%であった。



### ○事業所としての取り組みへの参画・支援

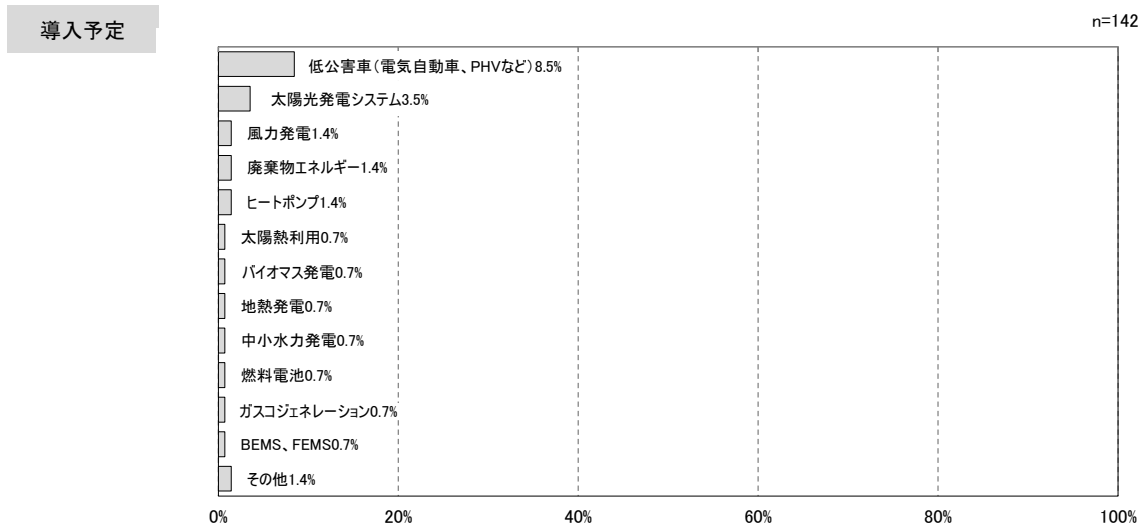
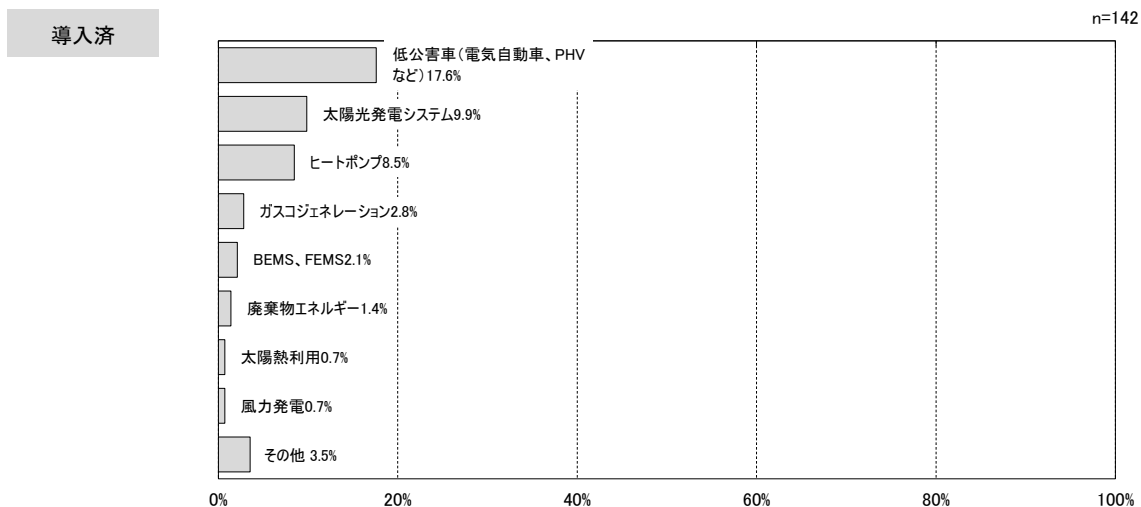
「社員に対する環境教育」、「環境保全技術、環境配慮設計などの研究開発」では、「効果が上がっており、一層力を入れたい」が最も多く、それぞれ46.5%、57.1%であった。「環境報告書を作成し、対外的に公表」、「環境活動などに関する専門部署・管理責任者の設置」、「社員に「エコ通勤」を推奨」については、「効果はあるものの、現状維持で行く」が最も多く、その内、最も割合が大きかったのは「環境活動などに関する専門部署・管理責任者の設置」で74.1%、次いで、「社員に「エコ通勤」を推奨」で54.5%であった。





### <「再生可能エネルギー」や「省エネ性能の高い設備・機器」などの設備の導入の状況>

導入済との回答は「低公害車（電気自動車、PHV など）」が最も多く 17.6%、次いで「太陽光発電システム」が 9.9%であった。導入（増設）予定についても同様に「低公害車（電気自動車、PHV など）」が最も多く 8.5%、次いで「太陽光発電システム」が 3.5%であった。



### <所有する社用車>

事業所で所有する社用車についての回答数は、自家用車では「ハイブリッド車」が最も多く 17、事業用車も同様に「ハイブリッド車」が最も多く 21 であった。

【自家用】

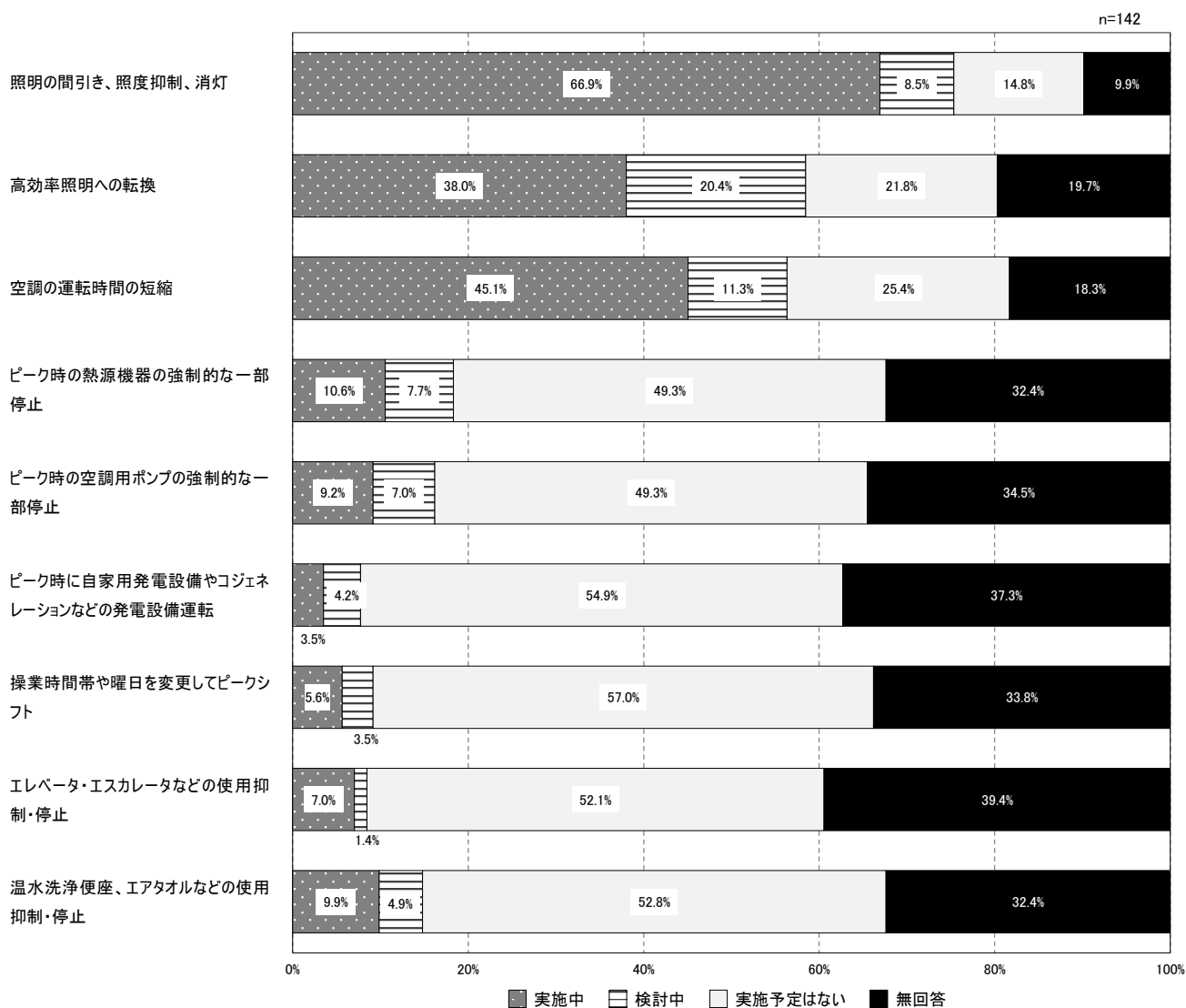
	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	9台	10台	16台	36台	計(回答数)
総台数	10	4	6	2	1	1	1	1	1	1	1	29
ハイブリッド車	11	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	17
天然ガス車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気自動車	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
燃料電池自動車	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
クリーンディーゼル自動車	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
アイドリングストップ装置装着車輛	6	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10

【事業用】

	1台	2台	3台	4台	5台	6台	8台	9台	11台	20台	24台	63台	550台	計(回答数)
総台数	11	3	2	10	2	2	1	0	1	1	1	1	1	36
ハイブリッド車	11	6	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	21
天然ガス車	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
電気自動車	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
燃料電池自動車	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
クリーンディーゼル自動車	4	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8
アイドリングストップ装置装着車輛	3	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9

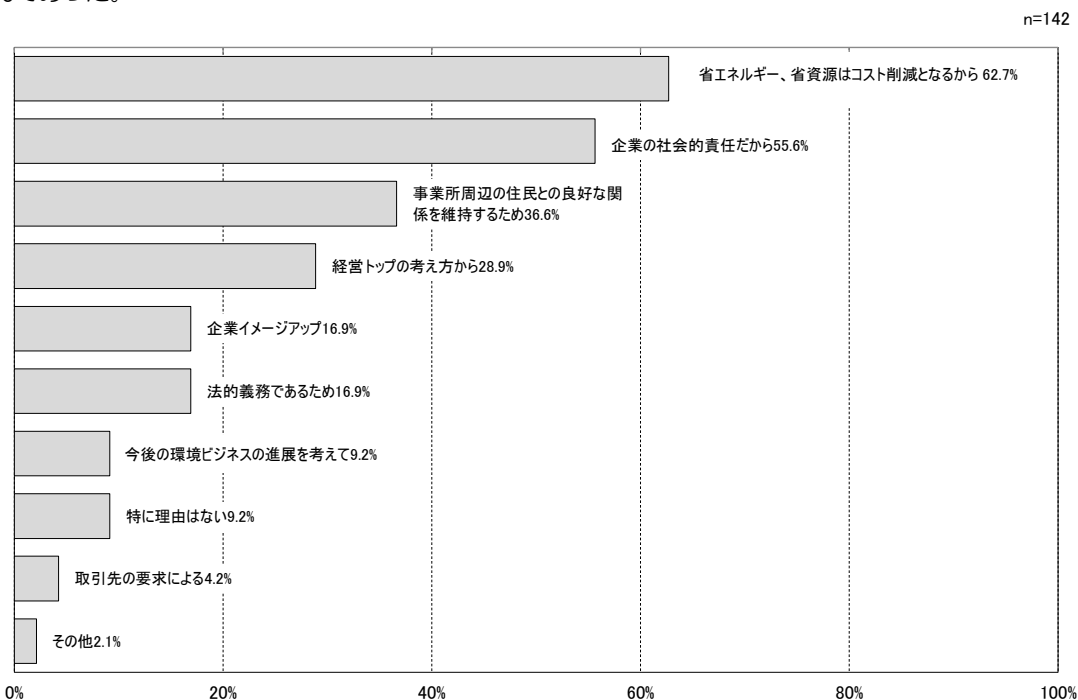
＜電力使用量の抑制などのための取り組み＞

「照明の間引き、照度抑制、消灯」、「高効率照明への転換」、「空調の運転時間の短縮」については、「実施中」が最も多かった。その内、割合が最も大きかったのは「照明の間引き、照度抑制、消灯」で66.9%、次いで「空調の運転時間の短縮」で45.1%だった。それ以外の項目については「実施予定はない」が最も多く、その内、割合が最も大きかったのは「操業時間帯や曜日を変更してピークシフト」で57.0%、次いで「ピーク時に自家発電設備やコジェネレーションなどの発電設備運転」が54.9%であった。



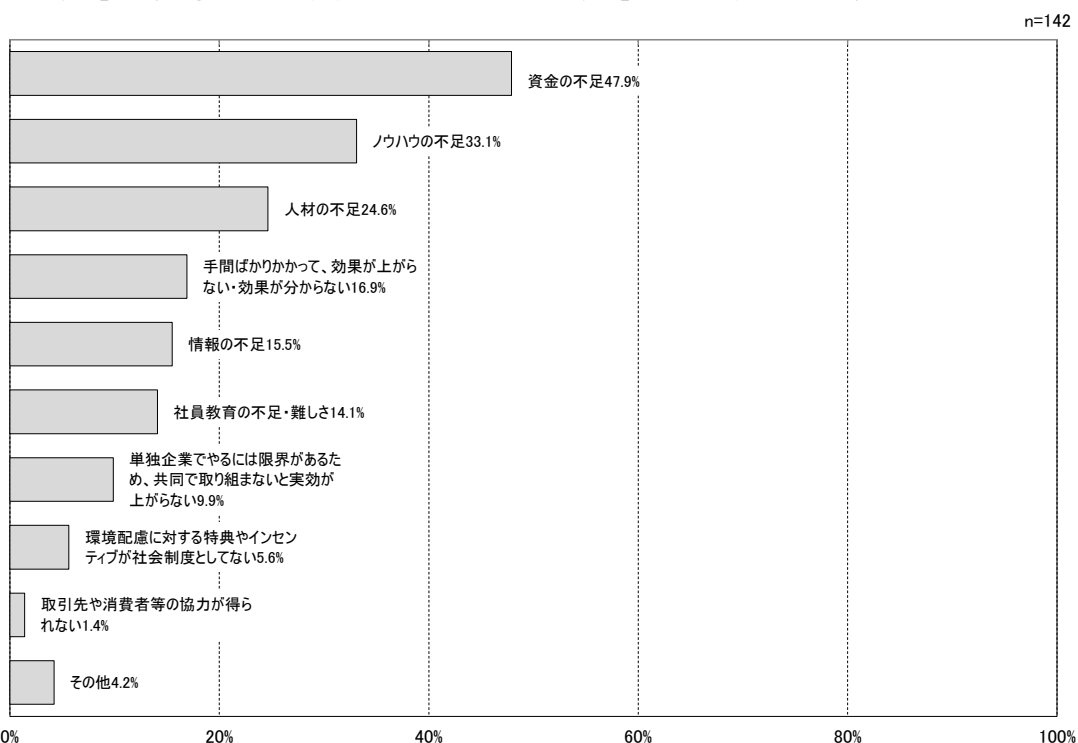
＜環境問題に取り組む理由＞

「省エネルギー、省資源はコスト削減となるから」が最も多く 62.7%、次いで「企業の社会的責任だから」が 55.6%であった。



＜省エネルギー・地球温暖化対策に関する取り組みを進める上での問題＞

「資金の不足」が最も多く 47.9%、次いで「ノウハウの不足」が 33.1%であった。

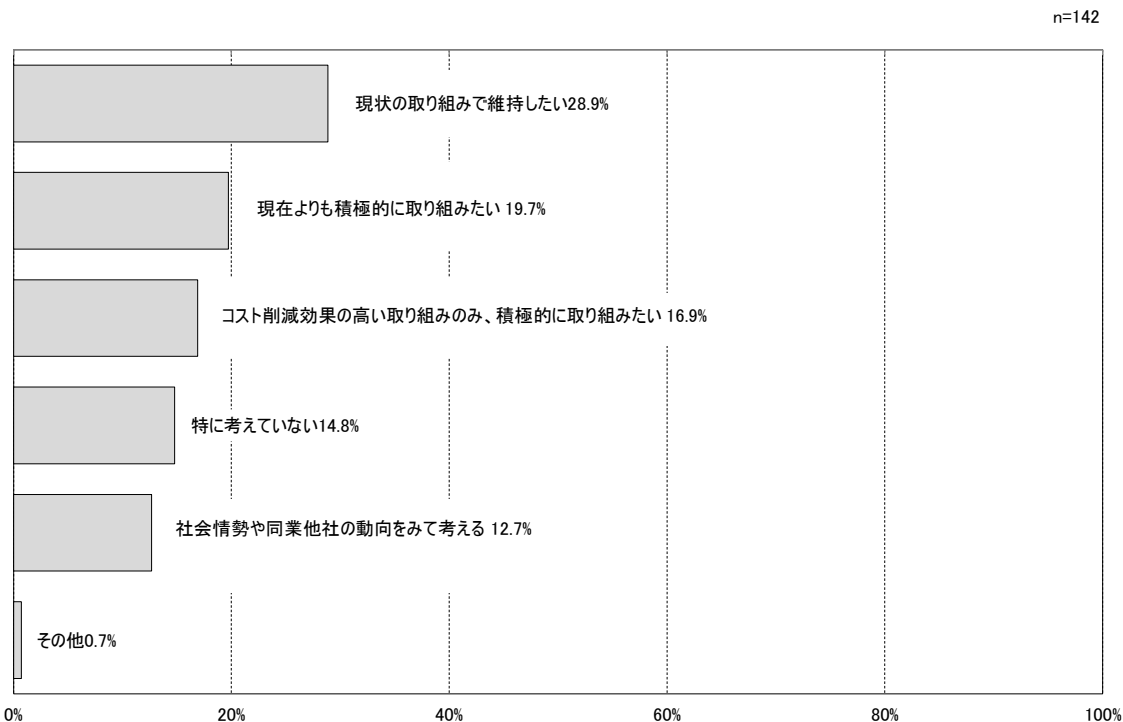


＜事業所における温室効果ガスまたはエネルギーの削減計画＞

温室効果ガスまたはエネルギーの削減計画として、製造業 13 社、サービス業 4 社、建設業 2 社、卸・小売業、飲食店 2 社ほか計 25 社から、基準年に対する目標年における削減目標などを設定しているとの回答があった。

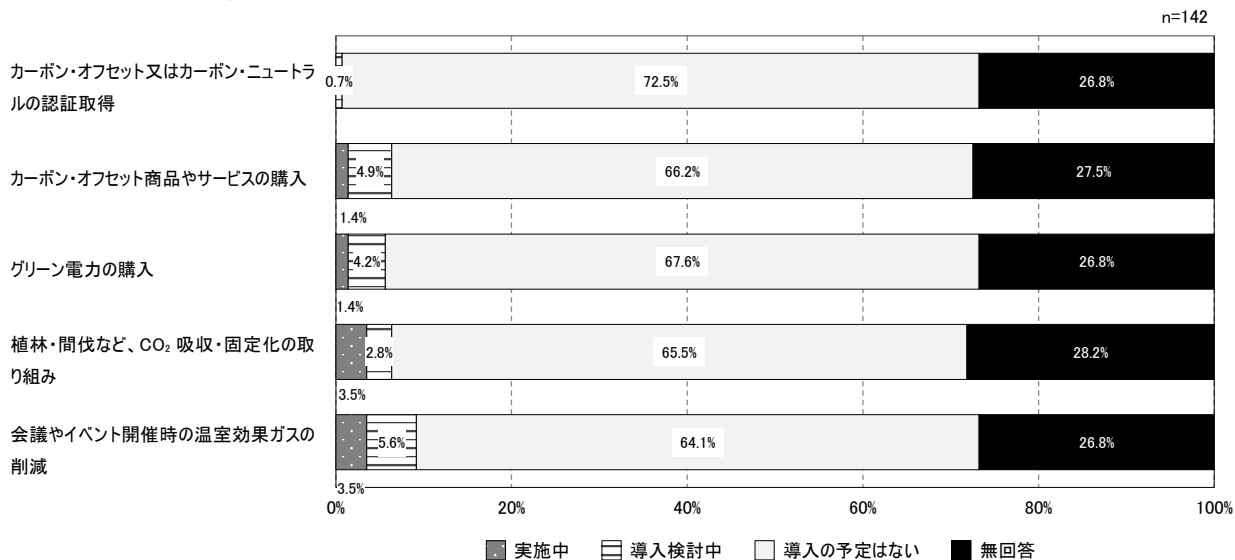
### <今後の環境活動についての意向>

「現状の取り組みで維持したい」が最も多く 28.9%、次いで「現状よりも積極的に取り組みたい」が 19.7%であった。



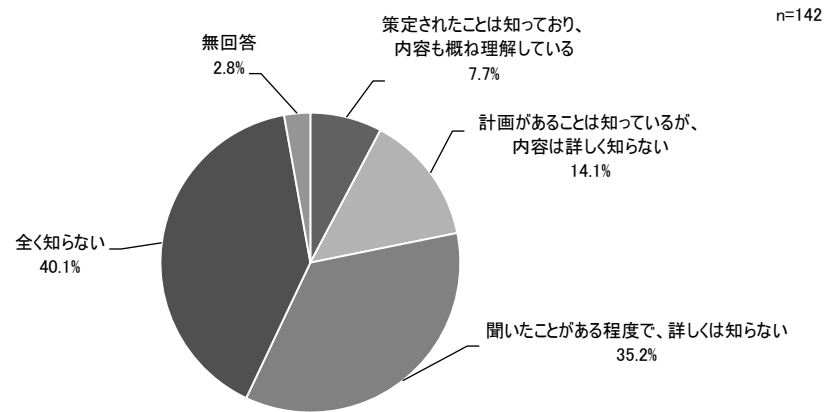
### <「カーボン・オフセット」手法の導入について>

全ての項目で「導入の予定はない」が最も多く、60%以上を占めていた。「実施中」の割合が最も大きかったのは、「植林・間伐など、CO<sub>2</sub> 吸収・固定化の取り組み」、「会議やイベント開催時の温室効果ガスの削減」で、ともに 3.5%であった。



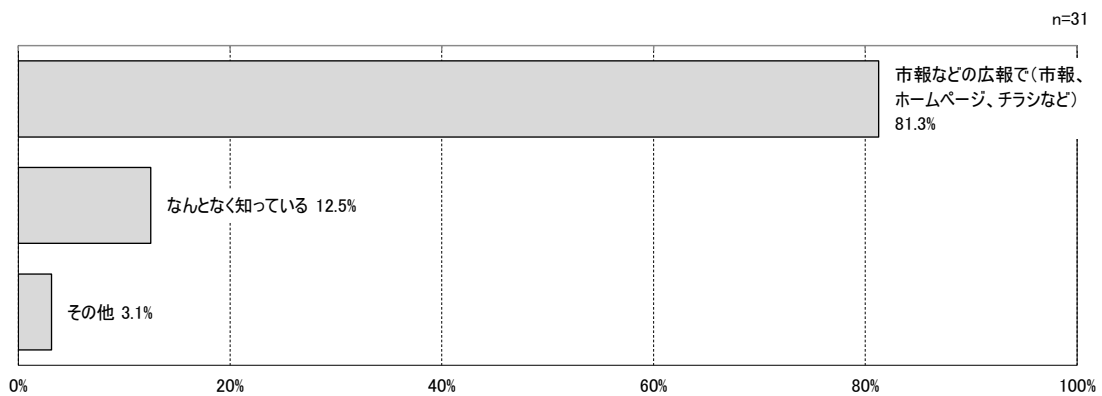
### <「和歌山市地球温暖化対策地域推進計画(区域施策編)」について>

「全く知らない」が最も多く40.1%、次いで「聞いたことがある程度で、詳しくは知らない」が35.2%であった。



### <「和歌山市地球温暖化対策地域推進計画(区域施策編)」を知った手段>

「市報などの広報で(市報、ホームページ、チラシなど)」が最も多く81.3%、次いで「その他」が3.1%であった。



## 10 市民意見募集（パブリックコメント）結果

### ◇市民意見募集（パブリックコメント）概要

- 意見募集期間：平成 29 年 10 月 27 日～平成 29 年 11 月 27 日（32 日間）
- 閲覧方法：市ホームページ、総務課資料コーナー及び環境政策課での閲覧
- 意見提出者：1 人（メールにて提出）
- 意見数：5 件

### ◇意見の概要と市の考え方等

No.	意見内容	市の考え方等
1	p.34 第 4 章 4-2 個別目標 3-1 の主要施策「1.省エネルギーの促進」 「市の施設において、率先して省エネルギー化を進めるために施設保全計画の策定を行い、改修等にあたっては高効率機器の活用を行うものとする。また、市民や事業者に対して省エネルギー化を促進するための情報提供を行います」に変更いただきたい。（市の取り組みとして CO2 削減目標達成のために、省エネルギーを進めていくということだけでなく、具体的な取り組みとして施設保全計画策定のもと、省エネルギー化への高効率機器の活用が必要）	本計画は本市の環境に係る施策の基本的な方向性を示したものであり、具体的な実施内容は、各分野の個別計画等において推進していくこととなります。 また、「高効率機器の活用」につきましては、p.54 第 5 章 5-3「(1) 省エネルギーの促進」の行政の取組に「省エネルギー性能の高い機器の導入を促進」として記載しています。
2	p.43 第 5 章 5-1 「(2) 日本では」(2 段落目 6 行目) 国民運動の推進と再生可能エネルギーの間に、「原子力発電の活用」を追加いただきたい。 (国の地球温暖化対策計画などにおいて原子力を活用しており、長期にわたって温室効果ガス的大幅削減を目指すためには、継続的な活用が必要であるため)	当該ページは「地球温暖化対策をめぐる情勢」として世界および国内の動向を簡潔に示すことを目的としており、国の「地球温暖化対策計画」に示された部門別対策・施策の大項目に準じた項目を記載しています。
3	p.47 第 5 章 5-2 「2.前計画の目標達成の見込みと今後に向けた課題」 家庭における今後に向けた課題として、「多様な電気機器の普及等により家庭でのエネルギー消費が増えており、給湯器や家電製品等について、省エネルギー化を図る必要があります」について、高効率給湯器に対する補助金制度の導入を検討いただきたい。 (比較的高価であるが、省エネ効果の高い高効率給湯器の導入を促進するために、補助金制度について検討いただきたい)	ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	p.54 第 5 章 5-3 (1)「①省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進」 市民の取り組みについて、「給湯器を購入する際は、ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、潜熱回収型給湯器(エコジョーズ・エコフィール)…」に変更いただきたい。 (環境省 温室効果ガス排出抑制等指針より、家庭部門の指針において、省エネルギーな給湯器を紹介。エコキュートは従来型給湯器に比べ CO2 排出量が約 5 4 %削減、エコジョーズは従来型給湯器と比べ約 1 3 %削減としている)	本項目は国の「地球温暖化対策計画」に示された具体的な対策効果の試算において、将来の想定導入数量が多い順に記載しています。
5	p.57 第 5 章 5-3 (2)「①太陽光発電・バイオマスエネルギー等の利用促進」 市民および事業者の取り組みについて、「電力の小売事業者を選ぶ際は、再生可能エネルギー導入に取り組む事業者かどうかを考慮します」に変更いただきたい。 (再生可能エネルギー事業者以外が裾切りされる記載に見えるため)	ご意見を踏まえ、「電力の小売事業者を選ぶ際は、再生可能エネルギー等環境に優しい電力を供給している事業者かどうかを考慮します」と変更します。

# 環境用語集

---



あ行	
アスベスト	<p>石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。</p> <p>その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去などにおいて所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビルなどの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和 50 年（1975 年）に原則禁止された。</p> <p>その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造などが禁止されている。</p> <p>石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止などが図られている。</p> <p>出典：首相官邸 HP</p>
ウォームビズ	<p>暖房時の室温を 20℃で快適に過ごすライフスタイル。</p> <p>暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO<sub>2</sub> の発生を削減し地球温暖化を防止することを目的としている。</p> <p>出典：環境省 HP</p>
エコアクション 21	<p>環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者などが環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。</p> <p>出典：エコアクション 21 中央事務局 HP</p>
越境大気汚染	<p>東アジア地域の経済発展に伴って排出量の増加した大気汚染物質が国境を越えて輸送され、国際的に影響を及ぼすもので、PM2.5 や光化学オキシダントの濃度上昇への影響が懸念される以前から、酸性雨の問題として、注目されてきた。また、大陸から我が国へ飛来する黄砂についても、平成 12 年（2000 年）頃から観測されることが多くなっていることを踏まえ、実態の解明や発生源の対策が求められている。</p> <p>出典：環境省 水・大気環境行政のご案内</p>
温室効果ガス	<p>二酸化炭素やフロンガスなど、大気中にあり、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをする気体（ガス）。</p>
か行	
合併処理浄化槽	<p>トイレの汚水及び台所、風呂などの生活雑排水をまとめて処理する浄化槽。</p>
環境基準	<p>環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
環境マネジメントシステム（EMS）	<p>組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS-Environmental Management System）という。</p> <p>出典：環境省 HP</p>
規制基準	<p>法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場などはこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	<p>昭和 63 年（1988 年）に WMO（世界気象機関）と UNEP（国連環境計画）のもとに設立された組織であり、195 か国・地域が参加している。気候変動に関する最新の科学的知見（出版された文献）についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。</p> <p>出典：環境省 HP</p>
気候変動枠組条約締約国会議（COP）	<p>平成 4 年（1992 年）、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでい</p>

	<p>くことに合意した。国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）は同条約に基づき、平成 7 年（1995 年）から毎年開催されている。</p> <p>出典：環境省 HP</p>
協働	<p>地縁団体、市民公益活動団体、行政などの複数の主体が、公益という共通の目的のもとに、お互いの立場を認めながら、対等な関係で連携・協力することにより、共通する課題の解決に当たる取組。</p>
京都議定書	<p>平成 9 年（1997 年）に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で合意されたもので、先進国の拘束力のある削減目標（平成 20 年（2008 年）～平成 24 年（2012 年）の 5 年間で平成 2 年（1990 年）に比べて日本-6%、米国-7%、EU-8%など）を明確に規定し、世界全体での温室効果ガス排出削減の大きな一歩を踏み出すものとなった。平成 14 年（2002 年）に我が国も同議定書を締結し、平成 17 年（2005 年）2 月に同議定書は発効した。</p> <p>出典：環境省 HP</p>
クールビズ	<p>地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、様々な工夫をして夏を快適に過ごすための取組。</p> <p>出典：環境省 HP</p>
グリーン購入	<p>製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。</p> <p>グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。</p> <p>出典：環境省 HP</p>
光化学オキシダント	<p>工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
公共下水道	<p>主として市街地における汚水や雨水を排除し処理を行うために、地方公共団体が維持・管理している下水道。</p>
公共用水域	<p>水質汚濁防止法第 2 条で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する公共溝渠（主に排水や給水のための溝状の水路）、かんがい用水路その他公共の目的で用いられる水路をいう。下水を処理する終末処理場を設置している下水道は、公共用水域に含まれない。したがって、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域である。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
ごみ減量推進員	<p>和歌山市におけるごみ減量や資源分別の促進、生活環境向上の実現に向け、各地区でのごみ出し状況確認や指導、啓発など、市民と行政とのパイプ役として委嘱した市民。愛称は「リリクルリーダー」、「リリクルサブリーダー」。</p>
<b>さ行</b>	
再生可能エネルギー	<p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。</p> <p>出典：資源エネルギー庁 HP</p>
市街化区域	<p>既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。</p>
市街化調整区域	<p>市街化を抑制すべき区域。</p>
自然共生社会	<p>人類の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然との触れ合いの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。</p>

自然体験学習	自然の中や自然物を対象としての活動を通して自然を理解し、自然や人に対する慈しみの心を養うことや、自ら主体的な取組や問題（課題）解決のための意欲や能力を養うことを目的とした学習。
持続可能なまち	健全で恵み豊かな環境が保全されるとともに、人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができるまち。
主要8か国首脳会議（ラクイラ・サミット）	平成 21 年（2009 年）7 月にイタリア・ラクイラにて開催された G8 首脳による会議。環境・気候変動に関する議論では、平成 21 年（2009 年）12 月の COP15 に向けて、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するとの目標を再確認し、先進国全体として、50 年までに 80%又はそれ以上削減するとの目標を支持した。 出典：国立環境研究所 HP
循環型社会	製品などが廃棄物などとなることが抑制され、並びに製品などが循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
小島嶼国	小さな島で国土が構成される国。地球温暖化による海面上昇の被害を受けやすく、島国固有の問題（少人口、遠隔性、自然災害など）による脆弱性のために、持続可能な開発が困難だとされる。 出典：外務省 HP
生産緑地	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る制度によって指定されたもの。 出典：国土交通省 HP
生態系	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。 出典：環境省 環境アセスメント用語集
生物多様性	生物多様性基本法では、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物の多様性」という。人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。 出典：環境省 環境アセスメント用語集
生物多様性国家戦略 2012-2020	平成 22 年（2010 年）10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、平成 24 年（2012 年）9 月に閣議決定したもの。 出典：環境省 生物多様性 HP
そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）	全国の大気汚染状況について、24時間、情報提供しているインターネットサイト。大気汚染測定結果（時間値）と光化学オキシダント注意報・警報発令情報の最新1週間のデータを地図でみることができる。「空をマメに監視する」という意味をこめて「そらまめ君」という愛称がつけられている。 出典：そらまめ君 HP
<b>た行</b>	
ダイオキシン類	一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、またはダイオキシン様 PCB とも呼ばれている。）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。 平成 11 年(1999 年)7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF にコプラナーPCB を含めて“ダイオキシン類”と定義された。 出典：ダイオキシン類 2012（関係省庁共通パンフレット）
代替フロン	オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」（クロロフルオロカーボン、CFC）を代替するために開発された物質のことで、水素原子を含むハイ

	<p>ドクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）などがある。</p> <p>CFC は安定な物質で、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や断熱材の発泡剤として用いられてきたが、大気中に放出されると成層圏まで上昇し、紫外線で分解され、オゾンと反応してオゾン層を破壊すると考えられることから、国際的に生産規制などが行われている。</p> <p>出典：国立環境研究所 HP</p>
デマンド監視装置	<p>電気の使用状況を監視し、最大需要電力（デマンド値）を抑えることで、節電・省エネ・コスト削減につながるもの。</p>
<b>は行</b>	
バイオマス資源	<p>生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、様々なものが資源として活用されている。</p> <p>出典：資源エネルギー庁 HP</p>
パリ協定	<p>先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組み。</p> <p>平成 27 年（2015 年）12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択され、平成 28 年（2016 年）11 月に発効された。</p> <p>出典：平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書</p>
ビオトープ	<p>特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林など様々なタイプのビオトープがある。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
干潟	<p>一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめとする生物の生息地として重要な生態系であるが、遠浅な地形は埋立てが容易であるため、開発行為による減少が続いている。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
微小粒子状物質（PM2.5）	<p>大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5<math>\mu</math>m（マイクロメートル：<math>\mu</math>m=100 万分の 1m）以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、平成 21 年（2009 年）9 月、PM2.5 に係る環境基準が告示された。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
浮遊粒子状物質（SPM）	<p>大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10<math>\mu</math>m 以下のものをいう。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
フロン類	<p>フロン類は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の小さなフロンや他の物質への代替が、可能な分野から進められている。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
<b>ま行</b>	
モーダルシフト	<p>トラックなどによる幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。</p> <p>出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
<b>や行</b>	
要請限度	<p>騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。</p> <p>また、振動規制法においては、市町村長は指定地域内で振動の測定を行った場合に、その道路交通振動がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときには、道路管理者などに道路交通振動の防止のための舗装などの対策を執るべきことや、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく対策を講じるよう要請す</p>



	<p>ることができるとしている。 この判断の基準となる値を要請限度という。 出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
<b>ら行</b>	
レッドデータブック	<p>レッドリストに掲載された種について生息状況などをとりまとめ編さんしたもの。 レッドリストは絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成している。 出典：環境省 HP</p>
<b>アルファベット・数字</b>	
BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）	<p>室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。IT を利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うものである。 出典：国立環境研究所 HP</p>
BOD（生物化学的酸素要求量）	<p>水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。 出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
CSR 活動	<p>社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする「企業の社会的責任」。</p>
FEMS（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）	<p>工場などの産業施設を対象としたエネルギーを管理する仕組み。 出典：国立環境研究所 HP</p>
GWP	<p>二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。すなわち、単位質量（例えば 1kg）の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内（例えば 100 年）に地球に与える放射エネルギーの積算値（すなわち温暖化への影響）を、CO<sub>2</sub> に対する比率として見積もったもの。GWP の計算方法については、まだ世界的に統一されたものがなく、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書でも毎回数値が変わっている。 出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP</p>
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）	<p>家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組み。 出典：国立環境研究所 HP</p>
ISO14001	<p>国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が発行している環境マネジメントシステムの規格。ISO は国際的な非政府組織（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。 ISO14001 の基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、①方針・計画（Plan）、②実施（Do）、③点検（Check）、④是正・見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくものである。 出典：環境省 環境アセスメント用語集</p>
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	<p>人工的に作られた、主に油状の化学物質。PCB の特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていた。しかし、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告され、現在は製造・輸入ともに禁止されている。 出典：環境省 HP</p>
3R	<p>ごみ問題解決に向けた重要な行動指針。「ごみを出さない（Reduce）」、「再使用する（Reuse）」、「原料（資源）として再生利用する（Recycle）」を意味する。</p>

## 第3次和歌山市環境基本計画

平成30年2月  
(令和6年3月改定)

編集・発行 和歌山市市民環境局環境部環境政策課  
〒640-8511 和歌山市七番丁2-3番地  
TEL 073-435-1114  
メール [kankyoseisaku@city.wakayama.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.wakayama.lg.jp)



和歌山市